

# 大阪府立高等学校空調設備更新事業の概要

## 【事業目的】

- 教育環境改善の一環として、平成16年度に高等学校の普通教室、職員室に空調設備を一斉に導入
- 設備の更新時期を迎え、整備の効率化や財政負担の縮減・平準化を図るため、PFI手法を活用し設備の更新等を実施

## 【事業内容】

- 民間事業者による設計・施工、維持管理等を一括して実施。事業資金は民間が調達、府は事業期間に渡って割賦払い  
なお、本事業はWTO政府調達協定に則した入札を実施。

項目	内容
対象校	129校
対象教室	約3,800室 (HR教室、職員室、保健室、図書室、音楽室 等)
事業期間	H31(2019)年度～2040年度
落札価格	15,482,557,038円(消費税及び地方消費税を除く) 16,606,477,038円(税込み) ※H30当初予算 債務負担行為限度額:173億円(エネルギー調達費はPFI事業と別途[約55億円])
事業契約者(予定)	大阪スクールアメニティサービス株式会社

## ○事業スケジュール…府立高校を3グループに分けて、順次更新予定

	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020	2021	2022	～2040
実施方針・要求水準書(案)公表	3/15						
公募(総合評価一般競争入札)		6/8～10/19					
事業者提案・評価(選定委員会設置)		開札11月21日					
契約協議・締結		契約3月下旬					
設計・更新工事(3か年)			設計	工事			
供用開始(維持管理等)							

大阪府条例第 号

大阪府立学校条例の一部を改正する条例

第一条 大阪府立学校条例（平成二十四年大阪府条例第八十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
第二十二条 (略) 一 中学校 二三人 二 高等学校 九、二七一人 三 特別支援学校 五、四六三人		第二十二条 (略) 一 中学校 一七人 二 高等学校 九、五二五人 三 特別支援学校 五、五〇七人	
別表第二(第三条関係)			
名称	位置	名称	位置
大阪府立枚方津田高等学校	(略)	大阪府立枚方津田高等学校	(略)
(略)	(略)	大阪府立枚方なぎさ高等学校	枚方市磯島元町
大阪府立福井高等学校	(略)	大阪府立福井高等学校	(略)
大阪府立枚方なぎさ高等学校	枚方市磯島元町	(略)	(略)
備考 (略)	(略)	備考 (略)	(略)

第二条 大阪府立学校条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第一(第三条関係)		別表第一(第三条関係)	
名称	位置	名称	位置
大阪府立阿倍野高等学校	(略)	大阪府立勝山高等学校	大阪市生野区巽東三丁目
(略)	(略)	大阪府立阿倍野高等学校	(略)
備考 (略)	(略)	備考 (略)	(略)

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、

規則で定める日から施行する。

大阪府条例第 号

府費負担教職員定数条例の一部を改正する条例

府費負担教職員定数条例（昭和二十七年大阪府条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（府費負担教職員の定数）                      第二条（略）</p> <p>一                      一〇、〇九三人</p> <p>二 中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）                      一〇、〇九三人</p> <p>三 高等学校 二三人</p>	<p>（府費負担教職員の定数）                      第二条（略）</p> <p>一                      一〇、一〇四人</p> <p>二 中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）                      一〇、一〇四人</p> <p>三 高等学校 二四人</p> <p>四 特別支援学校 一五人</p>

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

大阪府条例第 号

大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成十二年大阪府条例第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(市町村が処理する事務の範囲等)</p> <p>第二条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号。以下この条において「法」という。)第十九条第三項の規定による報告の受理に関する事務であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、豊中市、高槻市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市及び四條畷市を除く。)、町(島本町及び忠岡町を除く。)、及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。</p> <p>2 法、児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号。以下この条において「令」という。)、及び大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大阪府条例第百三十三号)に基づく事務のうち、次に掲げる事務(第一号から第四号までに掲げる事務にあつては法第三十六条に規定する助産施設(以下この条において「助産施設」という。)、法第三十八条に規定する母子生活支援施設(以下この条において「母子生活支援施設」という。)、法第三十九条第一項に規定する保育所(以下この条において「保育所」という。))及び児童館に係るものに限る。第五号から第七号までに掲げる事務にあつては府以外の者の設置する助産施設、母子生活支援施設、保育所及び児童館に係るものに限る。第十一号から第十五号までに掲げる事務にあつては法第六条の三第九項から第十二項まで若しくは法第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設であつて法第三十五条第三項の規定による届出若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下この条において「認定子ども園法」という。))第十六条の規定による届出をしていないもの又は法第三十四条の十五第二項若しくは第三十五条第四項の認可若しくは認定子ども園法第五十八条第一項の認可を受けていないもの(法第五十八条第一項の規定により児童福祉施設(法第三十九条の二第一項に規定する幼保連携型認定子ども園(以下この条において「幼保連携型認定子ども園」という。))を除く。))若しくは法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定子ども園法第二十二条第</p>	<p>(市町村が処理する事務の範囲等)</p> <p>第二条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号。以下この条において「法」という。)第十九条第三項の規定による報告の受理に関する事務であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、豊中市、高槻市、守口市、枚方市、八尾市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市及び四條畷市を除く。)、町(島本町及び忠岡町を除く。))及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。</p> <p>2 法、児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号。以下この条において「令」という。))及び大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大阪府条例第百三十三号)に基づく事務のうち、次に掲げる事務(第一号から第四号までに掲げる事務にあつては法第三十六条に規定する助産施設(以下この条において「助産施設」という。)、法第三十八条に規定する母子生活支援施設(以下この条において「母子生活支援施設」という。))及び児童館に係るものに限る。第五号から第七号までに掲げる事務にあつては府以外の者の設置する助産施設、母子生活支援施設、保育所及び児童館に係るものに限る。第十一号から第十五号までに掲げる事務にあつては法第六条の三第九項から第十二項まで若しくは法第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設であつて法第三十五条第三項の規定による届出若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下この条において「認定子ども園法」という。))第十六条の規定による届出をしていないもの又は法第三十四条の十五第二項若しくは第三十五条第四項の認可若しくは認定子ども園法第五十八条第一項の認可を受けていないもの(法第五十八条第一項の規定により児童福祉施設(法第三十九条の二第一項に規定する幼保連携型認定子ども園(以下この条において「幼保連携型認定子ども園」という。))を除く。))若しくは法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定子ども園法第二十二条第</p>

一項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。) (以下この条において「認可外保育施設」という。)に係るものに限る。)であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、大東市及び交野市を除く。)、町及び村の区域に係るもの(豊中市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び東大阪市の区域にあつては児童館に係る事務に限り、富田林市、太子町及び千早赤阪村の区域にあつては保育所、児童館及び認可外保育施設に係る事務に限り、四條畷市の区域にあつては助産施設及び母子生活支援施設に係る事務に限り、摂津市の区域にあつては助産施設、母子生活支援施設及び認可外保育施設に係る事務に限る。)は、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

#### 一一二十三 (略)

第三条 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号。以下この条において「法」という。)、身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号。以下この条において「政令」という。)、身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第十五号。以下この条において「省令」という。)及び法の施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び東大阪市を除く。)、町及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

#### 一一六 (略)

2 法及び政令に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市及び四條畷市を除く。)、町(島本町及び忠岡町を除く。)及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

#### 一一十三 (略)

### 第五条 (略)

2 法に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び東大阪市を除く。)、町及び村の区域に係るもの(岸和田市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、守口市、茨木市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、忠岡町及び千早赤阪村の区域にあつては老人福祉法(昭和三十八年法律第三百十三号)第二十條の七に規定する老人福祉センター(以下この条において「老人福祉センター」という。)に係る事務に限り、島本町、豊能町、能勢町、熊取町、田尻町、岬町、太子町及び河南町の区域にあつては老人福祉センター及び法第二条第三項第十一号に規定する隣保事業に係る事務に限る。)は、それぞれ当該市、町

一項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。) (以下この条において「認可外保育施設」という。)に係るものに限る。)であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、大東市及び交野市を除く。)、町及び村の区域に係るもの(豊中市、高槻市、枚方市、八尾市及び東大阪市の区域にあつては児童館に係る事務に限り、富田林市、太子町及び千早赤阪村の区域にあつては保育所、児童館及び認可外保育施設に係る事務に限り、四條畷市の区域にあつては助産施設及び母子生活支援施設に係る事務に限り、摂津市の区域にあつては助産施設、母子生活支援施設及び認可外保育施設に係る事務に限る。)は、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

#### 一一二十三 (略)

第三条 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号。以下この条において「法」という。)、身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号。以下この条において「政令」という。)、身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第十五号。以下この条において「省令」という。)及び法の施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市及び東大阪市を除く。)、町及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

#### 一一六 (略)

2 法及び政令に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市及び四條畷市を除く。)、町(島本町及び忠岡町を除く。)及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

#### 一一十三 (略)

### 第五条 (略)

2 法に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市及び東大阪市を除く。)、町及び村の区域に係るもの(岸和田市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、守口市、茨木市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、忠岡町及び千早赤阪村の区域にあつては老人福祉法(昭和三十八年法律第三百十三号)第二十條の七に規定する老人福祉センター(以下この条において「老人福祉センター」という。)に係る事務に限り、島本町、豊能町、能勢町、熊取町、田尻町、岬町、太子町及び河南町の区域にあつては老人福祉センター及び法第二条第三項第十一号に規定する隣保事業に係る事務に限る。)は、それぞれ当該市、町

又は村が処理することとする。  
一一六 (略)

第六条 老人福祉法（以下この条において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、大東市、羽曳野市、門真市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市及び交野市を除く。）、町及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

一一九 (略)

2 法並びに大阪府特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第百十四号）及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務（法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム（定員二十九人以下のものに限る。）に係る事務に限る。）であつて、府の区域内に存する市（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、門真市、東大阪市、四條畷市及び交野市を除く。）、町及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

一一八 (略)

3 法に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市及び交野市を除く。）、町及び村の区域に係るもの（大東市の区域にあつては、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十一項に規定する地域密着型特定施設である施設に係る事務に限る。）は、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

一一一 (略)

第七条 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号。以下この条において「法」という。）  
母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第百二十四号。以下この条において「令」という。）  
児童養育手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（平成十四年政令第百二十七号。以下この条において「改正政令」という。）  
及び法の施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び東大阪市を除く。）  
町及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

一一六 (略)

2 法第十三条第一項及び第三項、法第三十一条の六第一項及び第三項、法第三十二条第一項及び第二項並びに法附則第三条第一項及び第六条第一項の規定による資金の貸付けに係る相談及び指導（当該貸付けの申請前に行うものに限る。）に関する事務であつて、府の区域内に

又は村が処理することとする。  
一一六 (略)

第六条 老人福祉法（以下この条において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、守口市、枚方市、八尾市、大東市、羽曳野市、門真市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市及び交野市を除く。）  
町及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

一一九 (略)

2 法並びに大阪府特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第百十四号）及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務（法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム（定員二十九人以下のものに限る。）に係る事務に限る。）であつて、府の区域内に存する市（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市、門真市、東大阪市、四條畷市及び交野市を除く。）  
町及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

一一八 (略)

3 法に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市及び交野市を除く。）  
町及び村の区域に係るもの（大東市の区域にあつては、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十一項に規定する地域密着型特定施設である施設に係る事務に限る。）は、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

一一一 (略)

第七条 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号。以下この条において「法」という。）  
母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第百二十四号。以下この条において「令」という。）  
児童養育手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（平成十四年政令第百二十七号。以下この条において「改正政令」という。）  
及び法の施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市及び東大阪市を除く。）  
町及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

一一六 (略)

2 法第十三条第一項及び第三項、法第三十一条の六第一項及び第三項、法第三十二条第一項及び第二項並びに法附則第三条第一項及び第六条第一項の規定による資金の貸付けに係る相談及び指導（当該貸付けの申請前に行うものに限る。）に関する事務であつて、府の区域内に

存する市（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び東大阪市を除く。）及び島本町の区域に係るものは、それぞれ当該市又は町が処理することとする。

第九条 介護保険法（以下この条において「法」という。）並びに大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第十五号）及びその施行に関する事項を定めた規則、大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第十六号）及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務（第一号及び第二号に掲げる事務にあつては介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護医療院サービス及び介護療養施設サービス並びに介護老人保健施設及び介護医療院により行われる通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期入所療養介護並びに介護型医療施設により行われる短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護に係るものを除き、第三号、第四号、第十一号、第十三号から第二十二号まで及び第二十六号から第三十五号までに掲げる事務にあつては介護老人保健施設及び介護医療院により行われる通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期入所療養介護並びに介護療養型医療施設により行われる短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護に係るものを除く。）であつて、府の区域内に存する市（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、大東市、羽曳野市、門真市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市及び交野市を除く。）、町（島本町を除く。）及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

一一三十五（略）

第十条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下この条において「法」という。）並びに大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第七号）及びその施行に関する事項を定めた規則、大阪府指定障害者支援施設の指定並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第八号）及びその施行に関する事項を定めた規則並びに大阪府障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第十号）及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務

存する市（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市及び東大阪市を除く。）及び島本町の区域に係るものは、それぞれ当該市又は町が処理することとする。

第九条 介護保険法（以下この条において「法」という。）並びに大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第十五号）及びその施行に関する事項を定めた規則、大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第十六号）及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務（第一号及び第二号に掲げる事務にあつては介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護医療院サービス及び介護療養施設サービス並びに介護老人保健施設及び介護医療院により行われる通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期入所療養介護並びに介護型医療施設により行われる短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護に係るものを除き、第三号、第四号、第十一号、第十三号から第二十二号まで及び第二十六号から第三十五号までに掲げる事務にあつては介護老人保健施設及び介護医療院により行われる通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期入所療養介護並びに介護療養型医療施設により行われる短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護に係るものを除く。）であつて、府の区域内に存する市（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、守口市、枚方市、八尾市、大東市、羽曳野市、門真市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市及び交野市を除く。）、町（島本町を除く。）及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

一一三十五（略）

第十条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下この条において「法」という。）並びに大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第七号）及びその施行に関する事項を定めた規則、大阪府指定障害者支援施設の指定並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第八号）及びその施行に関する事項を定めた規則並びに大阪府障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第十号）及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務



のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、大東市、羽曳野市、門真市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市及び交野市を除く。）、町（島本町を除く。）及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、守口市、枚方市、八尾市、大東市、羽曳野市、門真市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市及び交野市を除く。）、町（島本町を除く。）及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

第十一条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下この条において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務（第四号及び第七号に掲げる事務にあつては、府以外の者の設置する法第二条第六項に規定する認定こども園に係るものに限る。次項において同じ。）であつて、大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び東大阪市の区域に係るものは、当該市が処理することとする。

第十一条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下この条において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務（第四号及び第七号に掲げる事務にあつては、府以外の者の設置する法第二条第六項に規定する認定こども園に係るものに限る。次項第一号及び第三項第一号において同じ。）であつて、大阪市及び堺市の区域に係るものは、当該市が処理することとする。

一一八（略）

一一八（略）

2|

法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平

内閣府

成二十六年文部科学省令第二号。以下この項に

厚生労働省

において「令」という。）及び大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例（平成十八年大阪府条例第十八号）に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、池田市、茨木市、松原市及び箕面市の区域に係るものにあつては、当該市が処理することとする。

一 前項第四号及び第七号に掲げる事務

二 法第三条第一項の認定に関する事務

三 法第三条第三項の認定に関する事務

四 法第七条第一項の規定による認定の取消

しに関する事務

五—十（略）

十一 法第二十九条第一項の規定による届出

の受理に関する事務

十二 法第三十条第一項の規定による報告の

受理に関する事務

十三 法第三十条第三項の規定による報告の

2| 法及び大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例（平成十八年大阪府条例第八十八号。次項において「条例」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、高槻市の区域に係るものは、高槻市が処理することとする。

一 前項第四号から第八号までに掲げる事務

二 法第三条第一項の認定に関する事務

三 法第三条第三項の認定に関する事務

四 法第七条第一項の規定による認定の取消

しに関する事務

五 法第二十九条第一項の規定による届出の

受理に関する事務

六 法第三十条第一項の規定による報告の受

理に関する事務

七 法第三十条第三項の規定による報告の徴

収に関する事務

3|

法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平

内閣府

成二十六年文部科学省令第二号。以下この項に

厚生労働省

において「令」という。）及び条例に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、池田市、茨木市、松原市及び箕面市の区域に係るものにあつては、当該市が処理することとする。

一 第一項第四号及び第七号に掲げる事務

二 前項第二号から第七号までに掲げる事務

三—八（略）

徴収に関する事務

十四―十六 (略)

第十二条 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号。以下この条において「令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び東大阪市を除く。)、町及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

一・二 (略)

第十三条 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令(平成二十二年政令第三百三十五号。以下この条において「令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び東大阪市を除く。)、町及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

一・二 (略)

九―十一 (略)

第十二条 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号。以下この条において「令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市及び東大阪市を除く。)、町及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

一・二 (略)

第十三条 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令(平成二十二年政令第三百三十五号。以下この条において「令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市及び東大阪市を除く。)、町及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

一・二 (略)

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

大阪府条例第 号

大阪府職員基本条例の一部を改正する条例

大阪府職員基本条例（平成二十四年大阪府条例第八十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(適用除外) 第四十八条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第十一条の規定は、豊中市、池田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、箕面市、東大阪市、豊能町又は能勢町が設置する学校の府費負担教職員には適用しない。</p>	<p>(適用除外) 第四十八条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第十一条の規定は、豊中市、池田市、高槻市、枚方市、八尾市、箕面市、東大阪市、豊能町又は能勢町が設置する学校の府費負担教職員には適用しない。</p>

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

大阪府条例第 号

大阪府文化財保護法に基づく事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

大阪府文化財保護法に基づく事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成十二年大阪府条例第三十四号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(市町村が処理する事務の範囲等) 第二条 (略) 一―三 (略) 四 法第五十三条第一項及び第三項の規定による公開の許可(公開に係る重要文化財が府の区域内に存するもののみである場合(大阪府、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市又は東大阪市の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該市の区域内に存するもののみである場合を除く。)に限る。)に係る通知に関する事務 五 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令(大阪府、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市又は東大阪市の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該市の区域内に存するもののみである場合を除く。)に係る通知に関する事務 六―十二 (略) 2 法に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて豊中市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び東大阪市の区域に係るものは、当該市が処理することとする。 一―七 (略) 3 法に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市(大阪府、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び東大阪市を除く。以下この項において同じ。)の区域に係るものは、それぞれ当該市が処理することとする。 一―五 (略) 4・5 (略)</p>	<p>(市町村が処理する事務の範囲等) 第二条 (略) 一―三 (略) 四 法第五十三条第一項及び第三項の規定による公開の許可(公開に係る重要文化財が府の区域内に存するもののみである場合(大阪府、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市又は東大阪市の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該市の区域内に存するもののみである場合を除く。)に限る。)に係る通知に関する事務 五 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令(大阪府、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市又は東大阪市の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該市の区域内に存するもののみである場合を除く。)に係る通知に関する事務 六―十二 (略) 2 法に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて豊中市、高槻市、枚方市、八尾市及び東大阪市の区域に係るものは、当該市が処理することとする。 一―七 (略) 3 法に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市(大阪府、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市及び東大阪市を除く。以下この項において同じ。)の区域に係るものは、それぞれ当該市が処理することとする。 一―五 (略) 4・5 (略)</p>

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

大阪府条例第 号

大阪府立漕艇センター条例の一部を改正する条例

大阪府立漕艇センター条例（昭和四十四年大阪府条例第六号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

（指定管理者の業務の実施状況等の評価）  
 第九条 委員会は、指定管理者が行う第四条第一項各号に掲げる業務の実施状況等に関する評価を行わなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 (略)

別表（第十一条関係）

区	分	単	単位	金額	艇庫		貸艇		放送設備	水路用具	トイレ・シャワー 温水シャワー コインロッカー	休憩室 生徒・学生 その他の者	会議室							
					エイト	フォア	オール	フォア					スカル	スカル	審判艇	第四	第三	第二	第一	
		一室一時間	通常の日	円	生徒・学生 その他の者	生徒・学生 その他の者	生徒・学生 その他の者	生徒・学生 その他の者	一日	一日	一回	一回	一	八、三〇〇	五、七〇〇	八、三〇〇	八、三〇〇	一、三〇〇	七四〇	(略)

改正前

（指定管理者の業務の実施状況等の評価）  
 第九条 委員会は、指定管理者が行う第四条第一項の業務の実施状況等に関する評価を行わなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 (略)

別表（第十一条関係）

区	分	単	単位	金額	艇庫		貸艇		放送設備	水路用具	トイレ・シャワー 温水シャワー コインロッカー	休憩室 生徒・学生 その他の者	会議室							
					エイト	フォア	オール	フォア					スカル	スカル	審判艇	第四	第三	第二	第一	
		一室一時間	通常の日	円	生徒・学生 その他の者	生徒・学生 その他の者	生徒・学生 その他の者	生徒・学生 その他の者	一日	一日	一回	一回	一	八、一〇〇	五、五〇〇	八、一〇〇	八、一〇〇	一、二〇〇	七二〇	(略)

備考  
(略)  
特別会議室

二、四〇〇

備考  
(略)  
特別会議室

二、一〇〇

附 則

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

大阪府条例第 号

大阪府立臨海スポーツセンター条例の一部を改正する条例

大阪府立臨海スポーツセンター（昭和五十九年大阪府条例第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

（指定管理者の業務の実施状況等の評価）  
 第九条 委員会は、指定管理者が行う第四条第一項各号に掲げる業務の実施状況等に関する評価を行わなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（指定管理者の業務の実施状況等の評価）  
 第九条 委員会は、指定管理者が行う第四条第一項の業務の実施状況等に関する評価を行わなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 (略)

2 (略)

別表（第十一条関係）

別表（第十一条関係）

室 育 体 二 第		室 育 体 一 第						区 分	位 単	金 額		
その他	利用者が入場料を徴収する場合	アマチ ユアス ポーツ に利用する場 合		その他 の場合		アマチ ユアス ポーツ に利用する場 合		利用者が入場料を徴収する場合	利用者が入場料を徴収する場合	通常の 金額	(略)	
		徴収 しない 場合	徴収 する場合	徴収 しない 場合	徴収 する場合	徴収 しない 場合	徴収 する場合					
利用 者が 営 利 及 び 宣 伝 を 目 的 と し な い 場 合	利用 者が 入 場 料 を 徴 収 す る 場 合	二 七、一	二 七、七	一 八、二	一 八、二	三 〇〇	三 〇〇	四 一、四	三 〇〇	九 三、四	三 五、七	円
(略)												

室 育 体 二 第		室 育 体 一 第						区 分	位 単	金 額		
その他	利用者が入場料を徴収する場合	アマチ ユアス ポーツ に利用する場 合		その他 の場合		アマチ ユアス ポーツ に利用する場 合		利用者が入場料を徴収する場合	利用者が入場料を徴収する場合	通常の 金額	(略)	
		徴収 しない 場合	徴収 する場合	徴収 しない 場合	徴収 する場合	徴収 しない 場合	徴収 する場合					
利用 者が 営 利 及 び 宣 伝 を 目 的 と し な い 場 合	利用 者が 入 場 料 を 徴 収 す る 場 合	二 七、一	二 七、一	一 七、八	一 七、八	七 〇〇	七 〇〇	四 〇、六	四 〇〇	九 一、七	三 五、〇	円
(略)												

の場合 徴収	
い 場 合	し な そ の 他 の 場 合
利用者が入場料 を徴収する場合	三二二、 六〇〇
	二〇〇

区 分	単 位	金 額
小 人	大 人	
一人一回一時間		
	二七〇	四一〇 円

用 利 用 共		区 分	位 単
観 覧 す る 場 合	小 大 人 人		
一回一人一	一五〇	九五〇	一、六〇 円
	一六〇	一、一〇	一、七〇 円
(略)		(略)	(略)

用 利 用 専						区 分	位 単
その 他 の 場 合		合 場 の 他 の 場 合		合 場 の 他 の 場 合			
小人が 利用す る場 合	小人が 利用す る場 合	小人が 利用す る場 合	小人が 利用す る場 合	小人が 利用す る場 合	小人が 利用す る場 合	小人が 利用す る場 合	小人が 利用す る場 合
二〇〇	一四六、 〇〇	九六、 〇〇	二一、 〇〇	一八、 〇〇	三二、 〇〇	二五、 〇〇	二七、 〇〇
一五三、 五〇〇	一五三、 五〇〇	八〇〇	二二、 〇〇	一八、 〇〇	三三、 〇〇	一六〇	一六〇
(略)						(略)	(略)

区 分	単 位	通 常 の 金 額
小 会 議 室	大 会 議 室	
一日	一日	
一三、 〇〇〇	一六、 九〇〇 円	
(略)		(略)

区 分	単 位	金 額
ア マ チ ユ ア ス ポ ー ト	そ の 他 の 場 合	

の場合 徴収	
い 場 合	し な そ の 他 の 場 合
利用者が入場料 を徴収する場合	三〇六、 九〇〇
	三〇〇

区 分	単 位	金 額
小 人	大 人	
一人一回一時間		
	二六〇	四〇〇 円

用 利 用 共		区 分	位 単
観 覧 す る 場 合	小 大 人 人		
一回一人一	一四〇	九三〇	一、五〇 円
	一五〇	一、〇三	一、六〇 円
(略)		(略)	(略)

用 利 用 専						区 分	位 単
その 他 の 場 合		合 場 の 他 の 場 合		合 場 の 他 の 場 合			
小人が 利用す る場 合	小人が 利用す る場 合	小人が 利用す る場 合	小人が 利用す る場 合	小人が 利用す る場 合	小人が 利用す る場 合	小人が 利用す る場 合	小人が 利用す る場 合
二〇〇	一四四、 〇〇	九四、 〇〇	二一、 〇〇	一七、 〇〇	三二、 〇〇	二五、 〇〇	二六、 〇〇
一五〇、 七〇〇	一五〇、 七〇〇	九八、 〇〇	二二、 〇〇	一八、 〇〇	三二、 〇〇	一五〇	一五〇
(略)						(略)	(略)

区 分	単 位	通 常 の 金 額
小 会 議 室	大 会 議 室	
一日	一日	
一一、 七〇〇	一六、 五〇〇 円	
(略)		(略)

区 分	単 位	金 額
ア マ チ ユ ア ス ポ ー ト	そ の 他 の 場 合	





備考 (略)	駐車場		区 分	単 位	金 額	六 (略)	ル 一 日
	大型車	その他のもの					
	一時間						
	四三〇円	二二〇円					

備考 (略)	駐車場		区 分	単 位	金 額	六 (略)	ル 一 日
	大型車	その他のもの					
	一時間						
	四二〇円	二二〇円					

附 則  
この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

大阪府条例第 号

大阪府立体育会館条例の一部を改正する条例

大阪府立体育会館条例（昭和六十一年大阪府条例第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

（指定管理者の業務の実施状況等の評価）  
 第九条 委員会は、指定管理者が行う第四条第一項各号に掲げる業務の実施状況等に関する評価を行わなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（指定管理者の業務の実施状況等の評価）  
 第九条 委員会は、指定管理者が行う第四条第一項の業務の実施状況等に関する評価を行わなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 (略)

2 (略)

別表（第十一条関係）

別表（第十一条関係）

区	分	単位	場 技 競 二 第					場 技 競 一 第					単位	通常 の金額 (略)			
			集会及び 興行その 他の催物 に利用す る場合	利用者が入場 料を徴収しな い場合	利用者が入場 料を徴収する 場合	アマチュ アスポー ツに利用 する場合	アマチュ アスポー ツに利用 する場合	集会及び 興行その 他の催物 に利用す る場合	利用者が入場 料を徴収しな い場合	利用者が入場 料を徴収する 場合	アマチュ アスポー ツに利用 する場合	アマチュ アスポー ツに利用 する場合			通常 の金額 (略)		
柔道場	分	単位	通常 の金額 円	四 五、二 〇〇	〇	四 五、二 〇〇	〇	一 五〇、 八〇〇	〇	三 七、七 〇〇	〇	一 六三三、 七〇〇	〇	四 五二、 六〇〇	〇	一 一三、 〇〇〇	円
剣道場	分	単位	通常 の金額 円	四 五、二 〇〇	〇	四 五、二 〇〇	〇	一 五〇、 八〇〇	〇	三 七、七 〇〇	〇	一 六三三、 七〇〇	〇	四 五二、 六〇〇	〇	一 一三、 〇〇〇	円
アマチュアス ポーツに利用 する場合	分	単位	通常 の金額 円	一 八、二 〇〇	〇	一 八、二 〇〇	〇	一 五〇、 八〇〇	〇	三 七、七 〇〇	〇	一 六三三、 七〇〇	〇	四 五二、 六〇〇	〇	一 一三、 〇〇〇	円

区	分	単位	場 技 競 二 第					場 技 競 一 第					単位	通常 の金額 (略)			
			集会及び 興行その 他の催物 に利用す る場合	利用者が入場 料を徴収しな い場合	利用者が入場 料を徴収する 場合	アマチュ アスポー ツに利用 する場合	アマチュ アスポー ツに利用 する場合	集会及び 興行その 他の催物 に利用す る場合	利用者が入場 料を徴収しな い場合	利用者が入場 料を徴収する 場合	アマチュ アスポー ツに利用 する場合	アマチュ アスポー ツに利用 する場合			通常 の金額 (略)		
柔道場	分	単位	通常 の金額 円	四 四、三 〇〇	〇	四 四、三 〇〇	〇	一 四八、 〇〇〇	〇	三 七、〇 〇〇	〇	一 六〇三、 九〇〇	〇	四 四四、 三〇〇	〇	一 一〇、 九〇〇	円
剣道場	分	単位	通常 の金額 円	四 四、三 〇〇	〇	四 四、三 〇〇	〇	一 四八、 〇〇〇	〇	三 七、〇 〇〇	〇	一 六〇三、 九〇〇	〇	四 四四、 三〇〇	〇	一 一〇、 九〇〇	円
アマチュアス ポーツに利用 する場合	分	単位	通常 の金額 円	一 八、二 〇〇	〇	一 八、二 〇〇	〇	一 四八、 〇〇〇	〇	三 七、〇 〇〇	〇	一 六〇三、 九〇〇	〇	四 四四、 三〇〇	〇	一 一〇、 九〇〇	円

区 分	備考 (略)	多目的ホール											
		会議室					D		C		B		A
		第一会議室	第二会議室	第三会議室	第四会議室	特別室	切符売場	集会及び興行 その他の催物 に利用する場 合	アマチュアス ポーツに利用 する場合	集会及び興行 その他の催物 に利用する場 合	アマチュアス ポーツに利用 する場合	集会及び興行 その他の催物 に利用する場 合	集会及び興行 その他の催物 に利用する場 合
単位		一三、七〇	一一、九〇	一七、二〇	二四、〇〇	六二、八〇	五六、六〇	一八、六〇	四八、九〇	一六、二〇	四八、九〇	一六、二〇	五六、六〇
金額		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
		(略)											
金額		(略)											

区 分	備考 (略)	多目的ホール											
		会議室					D		C		B		A
		第一会議室	第二会議室	第三会議室	第四会議室	特別室	切符売場	集会及び興行 その他の催物 に利用する場 合	アマチュアス ポーツに利用 する場合	集会及び興行 その他の催物 に利用する場 合	アマチュアス ポーツに利用 する場合	集会及び興行 その他の催物 に利用する場 合	集会及び興行 その他の催物 に利用する場 合
単位		一三、四〇	一一、六〇	一六、八〇	二三、五〇	六一、六〇	五五、五〇	一八、二〇	四八、〇〇	一五、九〇	四八、〇〇	一五、九〇	五五、五〇
金額		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
		(略)											
金額		(略)											

駐車場	区 分	単 位	金 額	三 (略)																														
				壁	床	土地	温水シャワー	浴室	持込電気器具用電源	補助椅子	長机	フロアシート	特別フロアシート	房	冷暖	一六ミリ映写機	携帯用放送設備	ビデオプロジェクター	大型映像装置	電光表示盤	中央スポット	照明	設備	放送	設備	テレビジョン又はラジオの中継設備(第一競技場放送設備を含む。)	舞台	設備	防球ネット	柔道畳	グ	第二競技場バスケツトリン	ボクシングリング	レスリング用具
五三〇〇円	一時間	ル一日	四二〇	四二〇	四二〇	二七〇	一、九〇〇	七五、五〇〇	一三〇	一キロ	一脚一	二五〇	一三〇	六四〇	八六〇	二一、七〇〇	三七、七〇〇	七、四〇〇	二、六〇〇	二五、二〇〇	二五、七〇〇	六、三〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	二、六〇〇	一、六〇〇	六三、〇〇〇	一三〇	一、三〇〇	六四〇	二五、二〇〇	六、三〇〇	一、二、七〇〇	六四〇

駐車場	区 分	単 位	金 額	三 (略)																													
				壁	床	土地	温水シャワー	浴室	持込電気器具用電源	補助椅子	長机	フロアシート	特別フロアシート	房	冷暖	一六ミリ映写機	携帯用放送設備	ビデオプロジェクター	大型映像装置	電光表示盤	中央スポット	照明	設備	放送	設備	テレビジョン又はラジオの中継設備(第一競技場放送設備を含む。)	舞台	設備	防球ネット	柔道畳	グ	第二競技場バスケツトリン	ボクシングリング
五二〇〇円	一時間	ル一日	四二〇	四二〇	二六〇	一、八〇〇	七四、一〇〇	一一〇	一キロ	一脚一	二四〇	一一〇	六二〇	八四〇	二一、四〇〇	三七、〇〇〇	七、二〇〇	二、五〇〇	二四、七〇〇	一一三、四〇〇	六、一〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	二、五〇〇	四、九〇〇	六一、八〇〇	一一〇	一一〇	六二〇	二四、七〇〇	六、一〇〇	一、二、四〇〇	六二〇

附 則

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

大阪府条例第 号

大阪府立門真スポーツセンター条例の一部を改正する条例

大阪府立門真スポーツセンター条例（平成八年大阪府条例第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

（指定管理者の業務の実施状況等の評価）  
 第九条 委員会は、指定管理者が行う第四条第一項各号に掲げる業務の実施状況等に関する評価を行わなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（指定管理者の業務の実施状況等の評価）  
 第九条 委員会は、指定管理者が行う第四条第一項の業務の実施状況等に関する評価を行わなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

別表（第十一条関係）  
 一（略）  
 二（略）

別表（第十一条関係）  
 一（略）  
 二（略）

区分		単位	通常の金額	(略)
メインフロア	利用者が入場料を徴収する場合	営利及び宣伝を目的としな	九〇四、七〇〇	
	その他の場合	営利及び宣伝を目的としな	一、三五〇	
サブフロア	利用者が入場料を徴収する場合	営利及び宣伝を目的としな	四五二、六〇〇	
	その他の場合	営利及び宣伝を目的としな	一、一三〇	
サブフロア	利用者が入場料を徴収する場合	営利及び宣伝を目的としな	七五、三〇〇	
	その他の場合	営利及び宣伝を目的としな	一、一三〇	
サブフロア	利用者が入場料を徴収する場合	営利及び宣伝を目的としな	一、六三〇	
	その他の場合	営利及び宣伝を目的としな	三、七〇〇	
サブフロア	利用者が入場料を徴収する場合	営利及び宣伝を目的としな	四〇、〇〇〇	
	その他の場合	営利及び宣伝を目的としな	六〇、三〇〇	
サブフロア	利用者が入場料を徴収する場合	営利及び宣伝を目的としな	二四一、三〇〇	
	その他の場合	営利及び宣伝を目的としな	三〇〇	

区分		単位	通常の金額	(略)
メインフロア	利用者が入場料を徴収する場合	営利及び宣伝を目的としな	八八八、一〇〇	
	その他の場合	営利及び宣伝を目的としな	一、三三〇	
サブフロア	利用者が入場料を徴収する場合	営利及び宣伝を目的としな	四四四、三〇〇	
	その他の場合	営利及び宣伝を目的としな	一、一〇〇	
サブフロア	利用者が入場料を徴収する場合	営利及び宣伝を目的としな	七三、九〇〇	
	その他の場合	営利及び宣伝を目的としな	一、一三〇	
サブフロア	利用者が入場料を徴収する場合	営利及び宣伝を目的としな	一、六〇〇	
	その他の場合	営利及び宣伝を目的としな	三、九〇〇	
サブフロア	利用者が入場料を徴収する場合	営利及び宣伝を目的としな	三九、二〇〇	
	その他の場合	営利及び宣伝を目的としな	五九、二〇〇	
サブフロア	利用者が入場料を徴収する場合	営利及び宣伝を目的としな	二三六、九〇〇	
	その他の場合	営利及び宣伝を目的としな	三〇〇	

メイン プール (飛込)				メイン プール (競泳)																						
その他 の場合	合 する 場			利用者が入場 料を徴収する 場合	その他 の場合			合 する 場			利用者が入場 料を徴収する 場合	その他 の場合			場合											
	利用者が入場 料を徴収する 場合	ポーツ に利用 する場 合	アマチ ユアス が入場 料を徴 収しな い場合		利用者が入場 料を徴収する 場合	ポーツ に利用 する場 合	アマチ ユアス が入場 料を徴 収しな い場合	利用者が入場 料を徴収する 場合	ポーツ に利用 する場 合	アマチ ユアス が入場 料を徴 収しな い場合		利用者が入場 料を徴収する 場合	ポーツ に利用 する場 合	アマチ ユアス が入場 料を徴 収しな い場合												
その い 場 合	宣 伝 目 的 と し な い 場 合	宣 伝 目 的 と し な い 場 合	宣 伝 目 的 と し な い 場 合	宣 伝 目 的 と し な い 場 合	宣 伝 目 的 と し な い 場 合	宣 伝 目 的 と し な い 場 合	宣 伝 目 的 と し な い 場 合	宣 伝 目 的 と し な い 場 合	宣 伝 目 的 と し な い 場 合	宣 伝 目 的 と し な い 場 合	宣 伝 目 的 と し な い 場 合	宣 伝 目 的 と し な い 場 合	宣 伝 目 的 と し な い 場 合	宣 伝 目 的 と し な い 場 合	宣 伝 目 的 と し な い 場 合											
四〇三、	二六九、	二〇〇	七〇〇	二〇一、	八〇、七	〇〇	五三、八	〇〇	四、一〇	二、五二	九、六〇	一、〇〇	〇〇〇	六七三、	八〇〇	五〇四、	七〇〇	二〇一、	六〇〇	一三四、	九六五、	一〇〇	八四四、	五〇〇	六〇三、	三〇〇

メイン プール (飛込)				メイン プール (競泳)																						
その他 の場合	合 する 場			利用者が入場 料を徴収する 場合	その他 の場合			合 する 場			利用者が入場 料を徴収する 場合	その他 の場合			場合											
	利用者が入場 料を徴収する 場合	ポーツ に利用 する場 合	アマチ ユアス が入場 料を徴 収しな い場合		利用者が入場 料を徴収する 場合	ポーツ に利用 する場 合	アマチ ユアス が入場 料を徴 収しな い場合	利用者が入場 料を徴収する 場合	ポーツ に利用 する場 合	アマチ ユアス が入場 料を徴 収しな い場合		利用者が入場 料を徴収する 場合	ポーツ に利用 する場 合	アマチ ユアス が入場 料を徴 収しな い場合												
その い 場 合	宣 伝 目 的 と し な い 場 合	宣 伝 目 的 と し な い 場 合	宣 伝 目 的 と し な い 場 合	宣 伝 目 的 と し な い 場 合	宣 伝 目 的 と し な い 場 合	宣 伝 目 的 と し な い 場 合	宣 伝 目 的 と し な い 場 合	宣 伝 目 的 と し な い 場 合	宣 伝 目 的 と し な い 場 合	宣 伝 目 的 と し な い 場 合	宣 伝 目 的 と し な い 場 合	宣 伝 目 的 と し な い 場 合	宣 伝 目 的 と し な い 場 合	宣 伝 目 的 と し な い 場 合	宣 伝 目 的 と し な い 場 合											
三九六、	二六四、	三〇〇	〇〇〇	一九八、	七九、二	〇〇	五二、八	〇〇	八、二〇	二、四七	九、九一、	二〇〇	〇〇〇	六六〇、	七〇〇	四九五、	六〇〇	一九八、	一〇〇	一三二、	九四七、	五〇〇	八二九、	一〇〇	五九二、	三〇〇



		アイススケート場(メイン)						サブプール													
ポーツ	アマチ ユアス が利用 者を入 場料を 徴収し ない場 合	その他 の場合				合 する場 に利用 する場 合		ポーツ ユアス が利用 者を入 場料を 徴収し ない場 合	アマチ ユアス が利用 者を入 場料を 徴収し ない場 合	その他 の場合				合 する場 に利用 する場 合		ポーツ ユアス が利用 者を入 場料を 徴収し ない場 合	アマチ ユアス が利用 者を入 場料を 徴収し ない場 合	利用 者が入 場料を 徴収す る場 合	利用 者が入 場料を 徴収す る場 合	他の 場合	
		利用 者が入 場料を 徴収す る場 合	他の 場合	その 場合	合 い場 合	宣 伝を 目 的とし ない場 合	宣 伝を 目 的とし ない場 合			宣 伝を 目 的とし ない場 合	宣 伝を 目 的とし ない場 合	宣 伝を 目 的とし ない場 合	宣 伝を 目 的とし ない場 合	宣 伝を 目 的とし ない場 合	宣 伝を 目 的とし ない場 合						宣 伝を 目 的とし ない場 合
五〇、五〇〇	八、六〇〇	三、一五〇	三、三〇〇	一、二六〇	八四二、三〇〇	六三二、七〇〇	二五二、五〇〇	一六八、三〇〇	九、二〇〇	二、〇〇〇	八〇七、六〇〇	五三八、五〇〇	四〇三、七〇〇	一六一、四〇〇	一〇七、六〇〇	九、六〇〇	一、〇〇〇	七〇〇			
(略)																					

		アイススケート場(メイン)						サブプール												
ポーツ	アマチ ユアス が利用 者を入 場料を 徴収し ない場 合	その他 の場合				合 する場 に利用 する場 合		ポーツ ユアス が利用 者を入 場料を 徴収し ない場 合	アマチ ユアス が利用 者を入 場料を 徴収し ない場 合	その他 の場合				合 する場 に利用 する場 合		ポーツ ユアス が利用 者を入 場料を 徴収し ない場 合	アマチ ユアス が利用 者を入 場料を 徴収し ない場 合	利用 者が入 場料を 徴収す る場 合	利用 者が入 場料を 徴収す る場 合	他の 場合
		利用 者が入 場料を 徴収す る場 合	他の 場合	その 場合	合 い場 合	宣 伝を 目 的とし ない場 合	宣 伝を 目 的とし ない場 合			宣 伝を 目 的とし ない場 合	宣 伝を 目 的とし ない場 合	宣 伝を 目 的とし ない場 合	宣 伝を 目 的とし ない場 合	宣 伝を 目 的とし ない場 合	宣 伝を 目 的とし ない場 合					
四九、五〇〇	一、一〇〇	三、一〇〇	〇、三〇〇	一、二四〇	八二六、九〇〇	六二〇、二〇〇	二四七、九〇〇	一六五、二〇〇	二、四〇〇	一、九八〇	七九二、九〇〇	五二八、七〇〇	三九六、三〇〇	一五八、四〇〇	一〇五、六〇〇	九九一、二〇〇	三〇〇			
(略)																				



多目的 ホール	A			B			C			
	合	その他の場	合	合	その他の場	合	その他の場	合	その他の場	
	アマチュア スポーツに 利用する場	アマチュア スポーツに 利用する場	アマチュア スポーツに 利用する場	アマチュア スポーツに 利用する場	アマチュア スポーツに 利用する場	アマチュア スポーツに 利用する場	アマチュア スポーツに 利用する場	アマチュア スポーツに 利用する場	アマチュア スポーツに 利用する場	その他の場
一日										
	一九、三〇〇	五八、一〇〇		一七、六〇〇		五三、五〇〇		二〇、七〇〇		六三、〇〇〇
(略)										

二  
備考 (略)

区分	単位	金額	
		円	円
プール	大人	八五〇	
	小人	四三〇	
	大人	一、七〇〇	
	小人	九五〇	
アイススケート場	観覧する 場合	一五〇	
	大人	七四〇	
	大人	二、五〇〇	
トレーニングルーム	健康体力相談室		
備考 (略)			

三  
備考 (略)

区分	単位	金額	
		円	円
男子全種目		三七、七〇	
女子全種目		二五、二〇	
新体操用床マット	一式一日	一一、七〇	
トランポリン(競技用)		六、三〇〇	
トランポリン(練習用)		三、二〇〇	
跳び箱		一、五〇〇	
ロングマット		三九〇	
ショートマット	一枚一日	二四〇	
バスケットボール用具(ボールを除く。)		三、一〇〇	
バレーボール用具(ボールを除く。)		一、九〇〇	
ハンドボール用具(ボールを除く。)		三、一〇〇	

多目的 ホール	A			B			C			
	合	その他の場	合	合	その他の場	合	その他の場	合	その他の場	
	アマチュア スポーツに 利用する場	アマチュア スポーツに 利用する場	アマチュア スポーツに 利用する場	アマチュア スポーツに 利用する場	アマチュア スポーツに 利用する場	アマチュア スポーツに 利用する場	アマチュア スポーツに 利用する場	アマチュア スポーツに 利用する場	アマチュア スポーツに 利用する場	その他の場
一日										
	一八、九〇〇	五七、〇〇〇		一七、二〇〇		五一、五〇〇		二〇、三〇〇		六一、八〇〇
(略)										

二  
備考 (略)

区分	単位	金額	
		円	円
プール	大人	八三〇	
	小人	四二〇	
	大人	一、六〇〇	
	小人	九三〇	
アイススケート場	観覧する 場合	一四〇	
	大人	七二〇	
	大人	二、四〇〇	
トレーニングルーム	健康体力相談室		
備考 (略)			

三  
備考 (略)

区分	単位	金額	
		円	円
男子全種目		三七、〇〇	
女子全種目		二四、七〇	
新体操用床マット	一式一日	一一、四〇	
トランポリン(競技用)		六、一〇〇	
トランポリン(練習用)		三、一〇〇	
跳び箱		一、四〇〇	
ロングマット		三八〇	
ショートマット	一枚一日	二三〇	
バスケットボール用具(ボールを除く。)		三、〇〇〇	
バレーボール用具(ボールを除く。)		一、八〇〇	
ハンドボール用具(ボールを除く。)		三、〇〇〇	



備考 (略)	駐車場		区分	単位	金額	壁	床	土地	持込電気器具用電源	補助椅子	長机					
	その他のもの	大型車										一時間	日	間	一キロワット	一脚一日
	三九〇	二、〇〇〇円										一平方メートル	四二〇	四二〇	二七〇	一三〇

備考 (略)	駐車場		区分	単位	金額	壁	床	土地	持込電気器具用電源	補助椅子	長机					
	その他のもの	大型車										一時間	日	間	一キロワット	一脚一日
	三八〇	一、九〇〇円										一平方メートル	四二〇	四一〇	二六〇	一二〇

附 則  
この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

大阪府条例第 号

大阪府立少年自然の家条例の一部を改正する条例

大阪府立少年自然の家条例（昭和六十年大阪府条例第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

		改正後		改正前		
<p>（指定管理者の業務の実施状況等の評価）</p> <p>第十条 委員会は、指定管理者が行う第五条第一項各号に掲げる業務の実施状況等に関する評価を行わなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>						
<p>2 (略)</p>						
<p>別表（第十二条関係）</p>						
備考 (略)	利用するものの構成員	区分		単位	金額	
		利用形態				
	児童、生徒等	日	宿泊	日	泊	金額
		帰り	テント 宿泊棟	帰り	テント 宿泊棟	
	その他の者	日	泊	日	泊	金額
帰り		テント 宿泊棟	帰り	テント 宿泊棟		
(略)						

附 則

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

大阪府条例第 号

大阪府立図書館条例の一部を改正する条例

第一条 大阪府立図書館条例（昭和二十六年大阪府条例第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前																																							
<p>(指定管理者の業務の実施状況等の評価)                      第十一条 委員会は、指定管理者が行う第六条第一項各号及び第二項各号に掲げる業務の実施状況等に関する評価を行わなければならない。ただし、委員会が特別の理由があるとき、この限りでない。</p>																																									
<p>別表（第十三条関係）</p>																																									
<p>二一 (略)</p>																																									
<p>二 (略)</p>																																									
<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">備考 (略)</td> <td rowspan="4">区分</td> <td>会議室の附帯設備</td> <td>ビデオプロジェクター</td> <td>一式</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">区分</td> <td>マイクロホン</td> <td>一台</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>CDプレーヤー</td> <td>一台</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>単位</td> <td>(略)</td> <td>金額</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		備考 (略)	区分	会議室の附帯設備	ビデオプロジェクター	一式	(略)	区分	マイクロホン	一台	(略)	CDプレーヤー	一台	(略)	単位	(略)	金額	(略)	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">備考 (略)</td> <td rowspan="4">区分</td> <td>会議室の附帯設備</td> <td>ビデオプロジェクター</td> <td>一式</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">区分</td> <td>マイクロホン</td> <td>一台</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>カセットテープレコーダー</td> <td>一台</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>単位</td> <td>(略)</td> <td>金額</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		備考 (略)	区分	会議室の附帯設備	ビデオプロジェクター	一式	(略)	区分	マイクロホン	一台	(略)	カセットテープレコーダー	一台	(略)	単位	(略)	金額	(略)				
備考 (略)	区分			会議室の附帯設備	ビデオプロジェクター	一式	(略)																																		
				区分	マイクロホン	一台	(略)																																		
					CDプレーヤー	一台	(略)																																		
		単位	(略)		金額	(略)																																			
備考 (略)	区分	会議室の附帯設備	ビデオプロジェクター	一式	(略)																																				
		区分	マイクロホン	一台	(略)																																				
			カセットテープレコーダー	一台	(略)																																				
			単位	(略)	金額	(略)																																			
<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">備考 (略)</td> <td rowspan="4">区分</td> <td>ホール照明設備</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">区分</td> <td>附帯設備</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>映写機</td> <td>三五ミリ映写機</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>単位</td> <td>(略)</td> <td>金額</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		備考 (略)	区分	ホール照明設備	(略)	(略)	(略)	区分	附帯設備	(略)	(略)	映写機	三五ミリ映写機	(略)	(略)	単位	(略)	金額	(略)	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">備考 (略)</td> <td rowspan="4">区分</td> <td>ホール照明設備</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">区分</td> <td>附帯設備</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>映写機</td> <td>三五ミリ映写機</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>単位</td> <td>(略)</td> <td>金額</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		備考 (略)	区分	ホール照明設備	(略)	(略)	(略)	区分	附帯設備	(略)	(略)	映写機	三五ミリ映写機	(略)	(略)	単位	(略)	金額	(略)		
備考 (略)	区分			ホール照明設備	(略)	(略)	(略)																																		
				区分	附帯設備	(略)	(略)																																		
					映写機	三五ミリ映写機	(略)	(略)																																	
		単位	(略)		金額	(略)																																			
備考 (略)	区分	ホール照明設備	(略)	(略)	(略)																																				
		区分	附帯設備	(略)	(略)																																				
			映写機	三五ミリ映写機	(略)	(略)																																			
			単位	(略)	金額	(略)																																			
<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">備考 (略)</td> <td rowspan="4">区分</td> <td>その他</td> <td>楽屋シャワー室</td> <td>一室一回</td> <td>一、四〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">区分</td> <td>映写機</td> <td>一六ミリ映写機</td> <td>二時間</td> <td>四、二〇〇</td> </tr> <tr> <td>映写機</td> <td>三五ミリ映写機</td> <td>五、五〇〇</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>単位</td> <td>(略)</td> <td>金額</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		備考 (略)	区分	その他	楽屋シャワー室	一室一回	一、四〇〇	区分	映写機	一六ミリ映写機	二時間	四、二〇〇	映写機	三五ミリ映写機	五、五〇〇	(略)	単位	(略)	金額	(略)	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">備考 (略)</td> <td rowspan="4">区分</td> <td>その他</td> <td>給湯料</td> <td>一室一回</td> <td>一、四〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">区分</td> <td>映写機</td> <td>一六ミリ映写機</td> <td>二時間</td> <td>四、二〇〇</td> </tr> <tr> <td>映写機</td> <td>三五ミリ映写機</td> <td>五、五〇〇</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>単位</td> <td>(略)</td> <td>金額</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		備考 (略)	区分	その他	給湯料	一室一回	一、四〇〇	区分	映写機	一六ミリ映写機	二時間	四、二〇〇	映写機	三五ミリ映写機	五、五〇〇	(略)	単位	(略)	金額	(略)
備考 (略)	区分			その他	楽屋シャワー室	一室一回	一、四〇〇																																		
				区分	映写機	一六ミリ映写機	二時間		四、二〇〇																																
					映写機	三五ミリ映写機	五、五〇〇	(略)																																	
		単位	(略)		金額	(略)																																			
備考 (略)	区分	その他	給湯料	一室一回	一、四〇〇																																				
		区分	映写機	一六ミリ映写機	二時間	四、二〇〇																																			
			映写機	三五ミリ映写機	五、五〇〇	(略)																																			
			単位	(略)	金額	(略)																																			

第二条 大阪府立図書館条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第十三条関係）

一 中之島図書館

多目的スペース	区分	単位	室料
多目的スペース一		一時間	八、九〇〇円

多目的スペース二	二四、一〇〇〇
多目的スペース三	一三、〇〇〇

備考 期間の計算については、単位期間に満たない端数は、当該単位期間とする。

二 中央図書館

ホル				区分	区分	会議室の附帯設備				区分	会議室					区分							
楽屋四	楽屋三	楽屋二	楽屋一			その他	日曜日、土曜日、日曜日、又は休日	ビデオプロジェクター	CDプレーヤー		マイクロホン	拡声装置	小会議室	中会議室			大会議室						
										全室使用	半室使用	全室使用	半室使用	全室使用	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	全日		
七二〇	七一〇	七四〇	二、六〇〇円	午前	午前	一式	一台	一式	単位	一、六〇〇	一、二〇〇	二、四〇〇	四、〇〇〇	八、〇〇〇円	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇
一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、一〇〇	三、七〇〇円	午後	午後	一式	一台	一式	金額	二、二〇〇	一、六〇〇	三、二〇〇	五、三〇〇	一〇、〇〇〇円	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、一〇〇	三、七〇〇円	夜間	夜間	一式	一台	一式	金額	二、三〇〇	一、八〇〇	三、四〇〇	五、八〇〇	一一、〇〇〇円	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、一〇〇	五、七〇〇円	午前	午後	一式	一台	一式	金額	三、二〇〇	二、五〇〇	四、八〇〇	八、一〇〇	一六、〇〇〇円	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	六、八〇〇円	午後	夜間	一式	一台	一式	金額	三、九〇〇	三、〇〇〇	五、九〇〇	九、九〇〇	一九、〇〇〇円	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
一、九〇〇	一、九〇〇	二、一〇〇	九、二〇〇円	夜間	全日	一式	一台	一式	金額	五、二〇〇	三、九〇〇	七、九〇〇	一三、〇〇〇	二七、〇〇〇円	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
二、六〇〇	二、六〇〇	二、七〇〇	九、二〇〇円	全日	全日	一式	一台	一式	金額	室料の額に〇・二を乗じて得た金額					料	冷暖房							



駐車場	備 帯 ル ホ 設 附 1															区分	単位	金額						
	備 照 明 設					備 音 響 設				備 舞 台 設														
	照明Aセット	照明Bセット	照明Cセット	ピンスポットライト	フットライト	CDプレーヤー	テープレコーダー	マイクrohホン	拡声装置	椅子	机	演台	テーブルクロス	譜面台	指揮台(指揮譜面台を含む。)				地がすり	緋毛氈 <small>ひげん</small>	びようぶ	音響反射板	所作舞台	平台
区分	照明Aセット	照明Bセット	照明Cセット	ピンスポットライト	フットライト	CDプレーヤー	テープレコーダー	マイクrohホン	拡声装置	椅子	机	演台	テーブルクロス	譜面台	指揮台(指揮譜面台を含む。)	地がすり	緋毛氈 <small>ひげん</small>	びようぶ	音響反射板	所作舞台	平台	フルコンサートピアノ	単位	金額
三〇分	単位	一式	一式	一式	一式	一式	一式	一式	一式	一〇脚	一脚	一台	一枚	一台	一枚	一枚	一双	一式	一式	一式	一台	単位	金額	
一六〇円																								

備考

1 期間の計算については、単位期間に満たない端数は、当該単位期間とする。

2 「午前」とは午前九時から正午まで、「午後」とは午後一時から午後五時まで、「夜間」とは午後六時から午後九時まで、「午前午後」とは午前九時から午後五時まで、「午後夜間」とは午後一時から午後九時まで、「全日」とは午前九時から午後九時までをいう。

3 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日をいう。

4 施設を利用する場合における時間の計算については、機材の搬入及び搬出並びに設備の点検に必要な時間を含むものとする。

5 椅子の脚数の計算については、一〇脚に満たない端数は、一〇脚とする。

6 照明Aセット、照明Bセット及び照明Cセットの器具及び数量は、次のとおりとする。

区分	器具	数量	金額
照明Aセット	フロントスポットライト	六台	
照明Bセット	シーリングスポットライト	一八台	
	ボーダーライト	一列	
	サスペンションポットライト	内二〇台以内	
	アップパーリゾントライト	一列	
	ローアーホリゾントライト	一列	

附 則

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

照明Cセット	一八台	一八台	一	列	上四 一 台以	一	列	一	列
--------	-----	-----	---	---	---------------	---	---	---	---

# 大阪府条例第 号

## 大阪府受動喫煙防止条例

### 目次

#### 前文

#### 第一章 総則（第一条―第六条）

#### 第二章 受動喫煙を防止するための措置（第七条―第十七条）

#### 第三章 罰則（第十八条―第二十条）

#### 附則

たばこの煙は、喫煙者本人のみならず、たばこを吸わない周囲の人の健康にも悪影響を及ぼすものであり、府民等の生命と健康を守る立場から望まない受動喫煙の防止に取り組むことが必要である。とりわけ、二十歳未満の者、妊婦その他の健康上の配慮が必要な者は、受動喫煙により重大な悪影響を受けるおそれがあることから、特段の配慮がなされなければならない。また、世界有数の国際都市を目指している大阪府においては、さらなる受動喫煙の防止対策が求められている。

そのためには、受動喫煙が健康に与える影響についての理解の促進や望まない受動喫煙を生じさせることのない環境の整備など、望まない受動喫煙の防止に向けた対策をより積極的に講じなければならない。府民等の健康で快適な生活の実現及び国際都市としての大阪の発展を目指し、この条例を制定する。

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この条例は、府、府民等、保護者及び多数の者が利用する施設（敷地を含む。以下同じ。）の管理権原者（施設の管理について権原を有する者をいう。以下同じ。）の責務を明らかにするとともに、府民等が自らの意思で受動喫煙を避けることができる環境の整備を促進することにより、受動喫煙による府民等の健康への悪影響を未然に防止し、府民等の健康で快適な生活を実現することを目的とする。

##### （定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 たばこ たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第二条第三号に掲げる製造たばこであつて、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第三十八条第二項に規定する製造たばこ代用品をいう。
- 二 喫煙 人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。以下同じ。）を発生させることをいう。
- 三 受動喫煙 人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。
- 四 府民等 府内に居住し、通勤し、通学し、若しくは滞在する者又は府内を通過する者をいう。
- 五 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、二十歳未満の者を現

に監護する者をいう。

(府の責務)

第三条 府は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発、受動喫煙の防止に必要な環境の整備その他の受動喫煙を防止するための措置を市町村、多数の者が利用する施設の管理権原者その他の関係者と相互に連携を図りながら総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

(府民等の責務)

第四条 府民等は、受動喫煙が健康に及ぼす悪影響について理解を深めるとともに、他人に望まない受動喫煙を生じさせることがないよう努めなければならない。

2 府民等は、二十歳未満の者、妊婦その他の健康上の配慮が必要な者に対し学校、通学路、公園、病院その他の公共の場所において受動喫煙を生じさせることがないよう努めなければならない。

3 府民等は、府及び市町村が実施する受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(保護者の責務)

第五条 保護者は、その監護する者に対し、喫煙をする場所に立ち入らせないようにすることその他の方法により、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止するよう努めなければならない。

(関係者の協力)

第六条 府、市町村、多数の者が利用する施設の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙の防止に必要な環境の整備その他の受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

第二章 受動喫煙を防止するための措置

(既存特定飲食提供施設における喫煙の禁止等)

第七条 何人も、正当な理由がなくて、健康増進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十八号。以下「改正法」という。）附則第二条第二項に規定する既存特定飲食提供施設（以下「既存特定飲食提供施設」という。）の第十三条第三項第一号に規定する喫煙専用室の場所以外の屋内の場所（以下「喫煙禁止場所」という。）においては、喫煙をしてはならない。

2 知事は、前項の規定に違反して喫煙をしている者に対し、喫煙の中止又は喫煙禁止場所からの退出を命ずることができる。

(第一種施設の管理権原者の責務)

第八条 健康増進法（平成十四年法律第百三号。以下「法」という。）第二十八条第五号に規定する第一種施設（以下「第一種施設」という。）の管理権原者は、同条第十三号に規定する特定屋外喫煙場所を定めないうよう努めなければならない。

(飲食店等の管理権原者等の責務)

第九条 飲食店等（法第二十八条第六項に規定する第二種施設のうち、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる施設をいう。以下同じ。）の管理権原者は、当該飲食店等に法第三十三条第三項第一号に規定する喫煙専用室、改正法附則第二条第一項の規定により読み替えられた法第三十三条第三項第一号に規定する喫煙可能室、改正法附則第三条第一項の規定により読み替えられた法第三十三条第三項第一号に規定する指定たばこ専用喫煙室、第十三条第三項第一号に規定する喫煙専用室、附則第三条第一項の規定により読み替えられた第十三条第三項第一号に規定する喫煙可能室及び附則第四条第一項の規定により読み替えられた第十三条第三項第一号に規定する指定たばこ専用喫煙室（次項においてこれらを「喫煙専用室等」という。）を定めない場合は、当該飲食店等の主たる出入口の見やすい箇所に、当該施設の屋内に喫煙をすることができない場所がない旨を記載した標識を掲示するよう努めなければならない。

2 前項の規定により標識を掲示した飲食店等の管理権原者は、当該飲食店等に喫煙専用室等を定めようとするときは、当該標識を速やかに除去しなければならない。

（既存特定飲食提供施設の管理権原者等の責務）

第十条 既存特定飲食提供施設の管理権原者等（管理権原者及び施設の管理者をいう。以下同じ。）は、当該既存特定飲食提供施設の喫煙禁止場所に専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備を喫煙の用に供することができる状態で設置してはならない。

2 既存特定飲食提供施設の管理権原者等は、当該既存特定飲食提供施設の喫煙禁止場所において、喫煙をし、又は喫煙をしようとする者に対し、喫煙の中止又は当該喫煙禁止場所からの退出を求めよう努めなければならない。

（第一種施設等の管理権原者等に対する指導及び助言）

第十一条 知事は、第一種施設及び飲食店等の管理権原者等に対し、当該第一種施設及び飲食店等における受動喫煙を防止するために必要な指導及び助言をすることができる。

（既存特定飲食提供施設の管理権原者等に対する勧告、命令等）

第十二条 知事は、既存特定飲食提供施設の管理権原者等が第十条一項の規定に違反して器具又は設備を喫煙の用に供することができる状態で設置しているときは、当該管理権原者等に対し、期限を定めて、当該器具又は設備の撤去その他当該器具又は設備を喫煙の用に供することができないようにするための措置をとるべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた既存特定飲食提供施設の管理権原者等が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 知事は、第一項の規定による勧告を受けた既存特定飲食提供施設の管理権原者等が、その勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該管理権原者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。  
（喫煙専用室）

第十三条 既存特定飲食提供施設の管理権原者は、当該既存特定飲食提供施設の屋内の一部の場所であつて、構造及び設備がその室外の場所（既存特定飲食提供施設の屋内に限る。）へのたばこの煙の流出を防止するための基準として規則で定める技術的基準に適合した室（次項及び第三項第一号において「基準適合室」という。）の場所を専ら喫煙をすることができる場所として定めることができる。

2 既存特定飲食提供施設の管理権原者は、前項の規定により当該既存特定飲食提供施設の基準適合室の場所を専ら喫煙をすることができる場所として定めようとするときは、規則で定めるところにより、当該場所の出入口の見やすい箇所に、次に掲げる事項を記載した標識（以下「喫煙専用室標識」という。）を掲示しなければならない。

一 当該場所が専ら喫煙をすることができる場所である旨

二 当該場所への二十歳未満の者の立入りが禁止されている旨

三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 既存特定飲食提供施設の管理権原者は、前項の規定により喫煙専用室標識を掲示したときは、規則で定めるところにより、直ちに、当該既存特定飲食提供施設の主たる出入口の見やすい箇所に、次に掲げる事項を記載した標識（以下「喫煙専用室設置施設標識」という。）を掲示しなければならない。ただし、当該既存特定飲食提供施設の主たる出入口の見やすい箇所に、既に喫煙専用室設置施設標識が掲示されている場合は、この限りでない。

一 喫煙専用室（前項の規定により喫煙専用室標識が掲示されている基準適合室をいう。以下同じ。）が設置されている旨

二 前号に掲げるもののほか、規則で定める事項

4 喫煙専用室が設置されている既存特定飲食提供施設（以下「喫煙専用室設置施設」という。）の管理権原者は、当該喫煙専用室設置施設の喫煙専用室の構造及び設備を第一項の規則で定める技術的基準に適合するように維持しなければならない。

5 喫煙専用室設置施設の管理権原者等は、二十歳未満の者を当該喫煙専用室設置施設の喫煙専用室に立ち入らせてはならない。

6 喫煙専用室設置施設の管理権原者は、喫煙専用室の場所を専ら喫煙をすることができるところとし、当該喫煙専用室において掲示された喫煙専用室標識を除去しなければならない。

7 喫煙専用室設置施設の管理権原者は、当該喫煙専用室設置施設の全ての喫煙専用室の場所を専ら喫煙をすることができる場所としないこととしたときは、直ちに、当該喫煙専用室設置施設において掲示された喫煙専用室設置施設標識を除去しなければならない。

（喫煙専用室設置施設の管理権原者に対する勧告、命令等）

第十四条 知事は、喫煙専用室設置施設の喫煙専用室の構造又は設備が前条第一項の規則で定める技術的基準に適合しなくなったと認めるときは、当該喫煙専用室設置施設の管理権原者に対し、当該喫煙専用室において掲示された喫煙専

用室標識及び当該喫煙専用室設置施設において掲示された喫煙専用室設置施設標識（喫煙専用室設置施設に複数の喫煙専用室が設置されている場合にあつては、当該喫煙専用室設置施設の全ての喫煙専用室の構造又は設備が同項の規則で定める技術的基準に適合しなくなったと認めるときに限る。）を直ちに除去し、又は当該喫煙専用室の構造及び設備が同項の規則で定める技術的基準に適合するまでの間、当該喫煙専用室の供用を停止することを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた喫煙専用室設置施設の管理権原者が、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 知事は、第一項の規定による勧告を受けた喫煙専用室設置施設の管理権原者が、その勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該管理権原者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（標識の使用制限）

第十五条 何人も、既存特定飲食提供施設の管理権原者が第十三条第二項の規定により喫煙専用室標識を掲示する場合又は同条第三項の規定により喫煙専用室設置施設標識を掲示する場合を除き、既存特定飲食提供施設において喫煙専用室標識若しくは喫煙専用室設置施設標識（以下これをこの条において「喫煙専用室標識等」という。）又は喫煙専用室標識等に類似する標識を掲示してはならない。

2 何人も、喫煙専用室設置施設の管理権原者が第十三条第六項の規定により喫煙専用室標識を除去する場合、同条第七項の規定により喫煙専用室設置施設標識を除去する場合又は第十四条第一項の規定による勧告若しくは同条第三項の規定に基づく命令に係る措置として喫煙専用室標識等を除去する場合を除き、喫煙専用室標識等を除去し、又は汚損その他喫煙専用室標識等の識別を困難にする行為をしてはならない。

（立入検査等）

第十六条 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、既存特定飲食提供施設の管理権原者等に対し、当該既存特定飲食提供施設の喫煙禁止場所における専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備の撤去その他の受動喫煙を防止するための措置の実施状況に関し報告をさせ、又はその職員に、既存特定飲食提供施設に立ち入り、当該措置の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（適用除外）

第十七条 既存特定飲食提供施設の場所に次に掲げる場所に該当する場所がある場合においては、当該既存特定飲食提供施設の場合（次に掲げる場所に該当する場所に限る。）については、この章の規定は、適用しない。

一 人の居住の用に供する場所（次号に掲げる場所を除く。）

二 旅館業法（昭和二十三年法律第三百十八号）第二条第一項に規定する旅館業の施設の客室の場所（同条第三項に規定する簡易宿所営業の施設及び同条第四項に規定する下宿営業の施設の客室（個室を除く。）の場所を除く。）

三 前二号に掲げる場所のほか、規則で定める場所

2 既存特定飲食提供施設の場所において一般自動車（道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）による旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車以外の自動車をいう。）が現に運行している場合における当該一般自動車の内部の場所については、この章の規定は、適用しない。

### 第三章 罰則

#### （罰則）

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一 第十二条第三項又は第十四条第三項の規定に基づく命令に違反した者

二 第十三条第三項又は第十五条の規定に違反した者

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三万円以下の過料に処する。

一 第七条第二項の規定に基づく命令に違反した者

二 第十三条第七項の規定に違反した者

第二十条 第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、二万円以下の過料に処する。

#### 附 則

#### （施行期日）

第一条 この条例は、平成三十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条から第六条まで、附則第六条及び附則第七条の規定 平成三十一年七月一日

二 第八条、第九条、第十一条及び次条第一項の規定 平成三十二年四月一日

三 次条第二項及び附則第三条第九項の規定 平成三十四年四月一日

#### （経過措置）

第二条 平成三十二年四月一日から平成三十七年三月三十一日までの間は、第九条第一項中「法第三十三条第三項第一号に規定する喫煙専用室、改正法附則第二条第一項の規定により読み替えられた法第三十三条第三項第一号に規定する喫煙可能室、改正法附則第三条第一項の規定により読み替えられた法第三十三条第三項第一号に規定する喫煙可能室及び附則第四条第一項の規定により読み替えられた第十三条第三項第一号に規定する喫煙可能室及び附則第三条第一項の規定により読み替えられた第十三条第三項第一号に規定する指定たばこ専用喫煙室」とあるのは、「法第三十三条第三項第一号に規定する喫煙専用室、改正法附則第二条第一項の規定により読み替えられた法第三十三条第三項第一号に規定する喫煙可能室及び改正法附則第三条第一項の規定により読み替えられた法第三十三条第三項





2 前項の「府指定特定飲食提供施設」とは、既存特定飲食提供施設のうち、当該既存特定飲食提供施設の客席の部分の床面積が三十平方メートル以下のものをいう。

3 喫煙可能室設置施設の管理権原者は、前項に規定する府指定特定飲食提供施設に該当することを証明する書類として規則で定めるものを備え、これを保存しなければならない。

4 喫煙可能室設置施設の管理権原者等は、当該喫煙可能室設置施設の営業について広告又は宣伝をするときは、規則で定めるところにより、当該喫煙可能室設置施設が喫煙可能室設置施設である旨を明らかにしなければならない。

5 知事は、この条の規定の施行に必要な限度において、喫煙可能室設置施設の管理権原者等に対し、当該喫煙可能室設置施設の状態その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、喫煙可能室設置施設に立ち入り、当該喫煙可能室設置施設の状態若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

6 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

7 第五項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

8 次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の過料に処する。

一 第三項の規定による書類を備え付けず、又は保存しなかった者

二 第五項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

9 第一項の規定により読み替えられた第十三条第一項の規定にかかわらず、府指定特定飲食提供施設（従業員（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所を使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。）が勤務するものに限る。）の管理権原者は、当該府指定特定飲食提供施設に喫煙可能室を設置しないよう努めなければならない。

（指定たばこ専用喫煙室に関する経過措置）

第四条 既存特定飲食提供施設の管理権原者が当該既存特定飲食提供施設の屋内の場所の一部の場所を指定たばこ（たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして知事が指定するものをいう。以下同じ。）のみの喫煙をすることができる場所として定めようとする場合における当該既存特定飲食提供施設についての第七条第一項、第十三条及び第十四条の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七条第一項及び第十三条の見出し	喫煙専用室	指定たばこ専用喫煙室
第十三条第一項	たばこ	指定たばこ（たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして知事が指定するものをいう。以下同じ。）
第十三条第二項	専ら喫煙	喫煙（指定たばこのみの喫煙をいう。以下この条において同じ。）
第十三条第二項	を専ら喫煙	を喫煙
第十三条第二項第一号	喫煙専用室標識	指定たばこ専用喫煙室標識
第十三条第二項	専ら喫煙	喫煙
第十三条第三項	喫煙専用室標識を	指定たばこ専用喫煙室標識を
第十三条第三項	喫煙専用室設置施設標識	指定たばこ専用喫煙室設置施設標識
第十三条第三項第一号	喫煙専用室（	指定たばこ専用喫煙室（
第十三条第四項	喫煙専用室が	指定たばこ専用喫煙室が
第十三条第四項	喫煙専用室設置施設	指定たばこ専用喫煙室設置施設
第十三条第五項	喫煙専用室の	指定たばこ専用喫煙室の
第十三条第五項	喫煙専用室設置施設	指定たばこ専用喫煙室設置施設
第十三条第六項	喫煙専用室に	指定たばこ専用喫煙室に
第十三条第六項	喫煙専用室設置施設	指定たばこ専用喫煙室設置施設
第十三条第六項	喫煙専用室の	指定たばこ専用喫煙室の
第十三条第六項	喫煙専用室設置施設	指定たばこ専用喫煙室設置施設
第十三条第七項	専ら喫煙	喫煙
第十三条第七項	喫煙専用室に	指定たばこ専用喫煙室に
第十三条第七項	喫煙専用室標識	指定たばこ専用喫煙室標識
第十三条第七項	喫煙専用室設置施設の	指定たばこ専用喫煙室設置施設の
第十四条の見出し	喫煙専用室の	指定たばこ専用喫煙室の
第十四条第一項	喫煙専用室に	指定たばこ専用喫煙室に
第十四条第一項	喫煙専用室標識	指定たばこ専用喫煙室標識
第十四条第一項	喫煙専用室設置施設に	指定たばこ専用喫煙室設置施設に
第十四条第二項及び第三項	喫煙専用室が	指定たばこ専用喫煙室が
第十四条第二項及び第三項	喫煙専用室設置施設	指定たばこ専用喫煙室設置施設

2 指定たばこ専用喫煙室設置施設の管理権原者等は、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設の営業について広告又は宣伝をするときは、規則で定めるところにより、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設が指定たばこ専用喫煙室設置施設である旨を明らかにしなければならない。

3 知事は、この条の規定の施行に必要な限度において、指定たばこ専用喫煙室設置施設の管理権原者等に対し、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設の状況その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、指定たばこ専用喫煙室設置施設に立ち入り、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

4 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を

携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 第三項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

6 第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、二万円以下の過料に処する。

(標識の使用制限に関する経過措置)

第五条 何人も、第十五条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる場合を除き、既存特定飲食提供施設において喫煙専用室標識、喫煙専用室設置施設標識、喫煙可能室標識、喫煙可能室設置施設標識、指定たばこ専用喫煙室標識若しくは指定たばこ専用喫煙室設置施設標識（以下これらをこの条において「喫煙専用室標識等」という。）又は喫煙専用室標識等に類似する標識を掲示してはならない。

一 既存特定飲食提供施設の管理権原者が第十三条第二項の規定により喫煙専用室標識を掲示する場合又は同条第三項の規定により喫煙専用室設置施設標識を掲示する場合

二 府指定特定飲食提供施設の管理権原者が附則第三条第一項の規定により読み替えられた第十三条第二項の規定により喫煙可能室標識を掲示する場合又は附則第三条第一項の規定により読み替えられた第十三条第三項の規定により喫煙可能室設置施設標識を掲示する場合

三 既存特定飲食提供施設の管理権原者が前条第一項の規定により読み替えられた第十三条第二項の規定により指定たばこ専用喫煙室標識を掲示する場合又は前条第一項の規定により読み替えられた第十三条第三項の規定により指定たばこ専用喫煙室設置施設標識を掲示する場合

2 何人も、第十五条第二項の規定にかかわらず、次に掲げる場合を除き、喫煙専用室標識等を除去し、又は汚損その他喫煙専用室標識等の識別を困難にする行為をしてはならない。

一 喫煙専用室設置施設等の管理権原者が第十三条第六項の規定により喫煙専用室標識を除去する場合、同条第七項の規定により喫煙専用室設置施設等標識を除去する場合又は第十四条第一項の規定による勧告若しくは同条第三項の規定に基づく命令に係る措置として喫煙専用室標識及び喫煙専用室設置施設等標識を除去する場合

二 喫煙可能室設置施設等の管理権原者が附則第三条第一項の規定により読み替えられた第十三条第六項の規定により喫煙可能室標識を除去する場合、附則第三条第一項の規定により読み替えられた第十三条第七項の規定により喫煙可能室設置施設標識を除去する場合又は附則第三条第一項の規定により読み替えられた第十四条第一項の規定による勧告若しくは附則第三条第一項の規定により読み替えられた第十四条第三項の規定に基づく命令に係る措置として喫煙可能室標識及び喫煙可能室設置施設標識を除去する場合

三 指定たばこ専用喫煙室設置施設の管理権原者が前条第一項の規定により読み替えられた第十三条第六項の規定により指定たばこ専用喫煙室標識を除去する場合、前条第一項の規定により読み替えられた第十三条第七項の規定により指定たばこ専用喫煙室設置施設標識を除去する場合又は前条第一項の規定により読み替えられた第十四条第一項の規定による勧告若しくは前条第一項の規定により読み替えられた第十四条第三項の規定に基づく命令に係る措置として指定たばこ専用喫煙室標識及び指定たばこ専用喫煙室設置施設標識を除去する場合

3 前二項の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

(市町村の条例との調整)

第六条 受動喫煙の防止に関して、この条例と同等以上の効果が得られるものとして知事が認める内容を有する条例を制定している市町村であつて規則で定めるところにより指定するものの区域については、この条例の規定は、適用しない。

(検討)

第七条 知事は、この条例の公布後三年を目途として、受動喫煙の防止に関する府民等の意識及び府域における取組の状況を勘案し、受動喫煙の防止のための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて必要な措置を講ずるものとする。

大阪府条例第 号

大阪府青少年健全育成条例の一部を改正する条例

大阪府青少年健全育成条例（昭和五十九年大阪府条例第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（携帯電話端末等による有害情報の閲覧の防止措置）</p> <p>第三十三条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 保護者は、法第十五条ただし書の申出をするときは、フィルタリングサービスを利用しない理由等を記載した書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。以下この条において同じ。）を法第二条第八項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供者事業者（以下「携帯電話インターネット接続役務提供者事業者」という。）に提出しなければならない。</p> <p>5―7（略）</p>	<p>（携帯電話端末等による有害情報の閲覧の防止措置）</p> <p>第三十三条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 保護者は、法第十五条ただし書の申出をするときは、フィルタリングサービスを利用しない理由等を記載した書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。以下この条において同じ。）を法第二条第八項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供者事業者（以下「携帯電話インターネット接続役務提供者事業者」という。）に提出しなければならない。</p> <p>5―7（略）</p>
<p>（淫らな性行為及びわいせつな行為の禁止）</p> <p>第三十九条（略）</p> <p>一 青少年に金品その他の財産上の利益、役務若しくは職務を供与し、又はこれらを供与する約束で、当該青少年に対し性行為又はわいせつな行為を行うこと（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号。以下「児童買春・児童ポルノ禁止法」という。）第一条第二項に該当するものを除く。）。</p> <p>二―四（略）</p> <p>第四十二条（略）</p> <p>（青少年に児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止）</p> <p>第四十二条の二 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春・児童ポルノ禁止法第二条第三項に規定する児童ポルノ及び同項各号のいずれかに掲げる姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録をいう。）の提供を求めはならない。</p>	<p>（淫らな性行為及びわいせつな行為の禁止）</p> <p>第三十九条（略）</p> <p>一 青少年に金品その他の財産上の利益、役務若しくは職務を供与し、又はこれらを供与する約束で、当該青少年に対し性行為又はわいせつな行為を行うこと（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第二条第二項に該当するものを除く。）。</p> <p>二―四（略）</p> <p>第四十二条（略）</p> <p>（子どもの性的虐待の記録に係る努力義務）</p> <p>第四十四条 事業者及び保護者は、次の各号のいずれかに該当する青少年に対する性的虐待に係る行為の全部又は一部を視覚により確認することができる方法により描写した写真、電磁</p>
<p>（子どもの性的虐待の記録に係る努力義務）</p> <p>第四十四条 事業者及び保護者は、次の各号のいずれかに該当する青少年に対する性的虐待に係る行為の全部又は一部を視覚により確認することができる方法により描写した写真、電磁</p>	<p>（子どもの性的虐待の記録に係る努力義務）</p> <p>第四十四条 事業者及び保護者は、次の各号のいずれかに該当する青少年に対する性的虐待に係る行為の全部又は一部を視覚により確認することができる方法により描写した写真、電磁</p>

的記録に係る記録媒体その他の物（以下「子ども」の性的虐待の記録」という。）を製造し、及び販売しないよう努めなければならぬ。

- 一・二 (略)
- 三 児童買春・児童ポルノ禁止法第二条第二項に規定する児童買春
- 四―七 (略)

第五十六条 (略)

- 一・二 (略)
- 三 第四十二条の二の規定に違反した者であつて、次のいずれかに該当するもの
  - イ 当該青少年に拒まれたにもかかわらず、当該提供を求めた者
  - ロ 当該青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は当該青少年に対し、対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該提供を求めた者

的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知識によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体その他の物（以下「子ども」の性的虐待の記録」という。）を製造し、及び販売しないよう努めなければならぬ。

- 一・二 (略)
- 三 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第二条第二項に規定する児童買春
- 四―七 (略)

第五十六条 (略)

- 一・二 (略)

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第五十六条第三号の改正規定は、平成三十一年六月一日から施行する。

大阪府条例第 号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年大阪府条例第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(時間外勤務) 第六条 (略) 2  前項に規定するもののほか、正規の勤務時間 以外の時間における勤務に<u>関し必要な事項は、</u> 人事委員会規則で定める。</p>	<p>(時間外勤務) 第六条 (略)</p>

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。



大阪府条例第 号

職員の管理職手当の特例に関する条例

職員の管理職手当の特例に関する条例（平成二十七年大阪府条例第二号）の一部を改正する条例

部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>職員の給与に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十五号）第十一条第一項の規定により管理職手当を支給される職員の管理職手当の月額は、平成二十七年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間において、同条第二項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその百分の五に相当する額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p>	<p>職員の給与に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十五号）第十一条第一項の規定により管理職手当を支給される職員の管理職手当の月額は、平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間において、同条第二項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその百分の五に相当する額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p>

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

大阪府条例第 号

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

(非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第一条 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三条の二の規定に基づき、別に条例の定めがあるものを除くほか、府の非常勤の職員(以下「非常勤職員」という。)の報酬、費用弁償及び期末手当に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第四条 (略)</p>	<p>非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三条の二の規定に基づき、別に条例の定めがあるものを除くほか、府の非常勤の職員(以下「非常勤職員」という。)の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第四条 (略)</p>
<p>(期末手当)</p> <p>第五条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十一条の二第一項第一号に掲げる職員(以下「第五条適用職員」という。)に係る期末手当は、職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例(昭和三十九年大阪府条例第四十五号。以下「期末勤勉手当条例」という。)(第二条第一項に規定する基準日(以下「基準日」という。))にそれぞれ在職する第五条適用職員のうち、基準日の属する年の四月一日から基準日までを開始される第五条適用職員としての任用の期間及び規則で定める任用の期間を合算した期間(任用の期間が重複する場合は、重複する期間のいずれか一の期間を合算する。)(が六箇月以上である職員(勤務時間が一週当たり十五時間三十分未満である者を除く。))に對して、それぞれ期末勤勉手当条例第二条第一項に規定する支給日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した第五条適用職員(規則で定める職員を除く。))についても、同様とする。</p> <p>2  期末手当の額は、期末手当基礎額に、期末勤勉手当条例第二条第二項本文に規定する期末手当基礎額に乗ずる割合(同項に規定する特定管理職員及び指定職給料表適用職員に係る期末手当基礎額に乗ずる割合を除く。)を乗じて得た額とする。</p> <p>3  前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日前六箇月において第五条適用職員として任用された期間の勤務について支給された報酬</p>	

の額（規則で定める額を除く。）及び規則で定める報酬相当額の合計額を六で除した額とする。

第六条 期末勤勉手当条例第三条及び第四条の規定は、第五条適用職員について準用する。この場合において、期末勤勉手当条例第三条第四号並びに第四条第一項各号及び第五項中「在職期間」とあるのは「規則で定める在職期間」とし、期末勤勉手当条例第四条第八項及び第九項中「人事委員会規則」とあるのは「規則」と読み替えるものとする。

第七条 (略)

第五条 (略)

(職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正)

第二条 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和三十九年大阪府条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨) 第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十四条第五項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第四十一条の規定に基づき、職員（職員（給与に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十五号。以下「給与条例」という。）の期末手当及び勤勉手当に関する必要な事項を定めるものとする。）</p>	<p>(趣旨) 第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十四条第五項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第四十一条の規定に基づき、職員（職員（給与に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十五号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）の期末手当及び勤勉手当に関する必要な事項を定めるものとする。）</p>

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第三条 職員の退職手当に関する条例（昭和四十年大阪府条例第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨) 第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十四条第五項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第四十二条の規定に基づき、職員の給与に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十五号。以下「給与条例」という。）第二条に規定する職員の退職手当に関する必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨) 第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十四条第五項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第四十二条の規定に基づき、職員の給与に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十五号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の退職手当に関する必要な事項を定めるものとする。</p>

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第四条 職員の方限に関する条例(昭和二十六年大阪府条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十二条 (略)</p> <p>2 休職者は、休職の期間中、いかなる給与も支給されない。ただし、別に条例(特定地方独立行政法人の職員に係るもの)にあっては、当該特定地方独立行政法人の規程)で定めるものについては、この限りでない。</p>	<p>第十二条 (略)</p> <p>2 休職者は、休職の期間中、いかなる給与も支給されない。ただし、別に条例(特定地方独立行政法人の職員に係るもの)にあっては、当該特定地方独立行政法人の規程)で定めるものについては、この限りでない。</p>

第五条 職員の方限に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(休職の効果)</p> <p>第十一条 法第二十八条第二項第一号の規定に該当する場合における休職の期間は休養を要する程度に応じ、第五条の規定に該当する場合における休職の期間は必要に応じ、いずれも三年を超えない範囲内において、それぞれ個々の場合について、任命権者が定める。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 非常勤職員に対する第一項の規定の適用については、同項中「三年を超えない範囲内」とあるのは「法第二十一条の二第二項の規定により任命権者が定める任期の範囲内」とする。</p>	<p>(休職の効果)</p> <p>第十一条 法第二十八条第二項第一号の規定に該当する場合における休職の期間は休養を要する程度に応じ、第五条の規定に該当する場合における休職の期間は必要に応じ、いずれも三年(非常勤職員にあっては、一年)を超えない範囲内において、それぞれ個々の場合について、任命権者が定める。</p> <p>2・3 (略)</p>

(職員の懲戒に関する条例の一部改正)

第六条 職員の方限に関する条例(昭和二十六年大阪府条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(減給の効果)</p> <p>第七条 減給は、一日以上六月以下の期間、給料及びこれに対する地域手当の合計額(非常勤職員(法第二十一条の二第二項第二号に掲げる職員を除く。))にあっては、報酬の額(非常勤職員(昭和四十年大阪府条例第三十八号)第二条第五項に規定する報酬の額を除く。))の十分の五に規定する報酬の額を除く。)</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第七条 減給は、一日以上六月以下の期間、給料及びこれに対する地域手当の合計額(非常勤職員にあっては、報酬の額(非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十八号)第二条第五項に規定する報酬の額を除く。))の十分の一以下を減ずるものとする。</p>

<p>2 一 以下を減ずるものとする。 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
---------------------------------	--------------

(大阪府附属機関条例の一部改正)

第七条 大阪府附属機関条例(昭和二十七年大阪府条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨) 第一条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、府が設置する執行機関の附属機関について、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百三十八条の四第三項、第二百二条の三第一項及び第二百三条の二第五項の規定に基づき、その設置、担任する事務、委員その他の構成員(以下「委員等」という。)の報酬及び費用弁償並びにその支給方法その他附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨) 第一条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、府が設置する執行機関の附属機関について、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百三十八条の四第三項、第二百二条の三第一項及び第二百三条の二第四項の規定に基づき、その設置、担任する事務、委員その他の構成員(以下「委員等」という。)の報酬及び費用弁償並びにその支給方法その他附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第八条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年大阪府条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の派遣) 第二条 (略) 2 (略) 一 (略) 二 非常勤職員(次号に掲げるものを除く。) 三 地方公務員法第二十二條に規定する条件付採用になつてゐる職員(人事委員会規則(特定地方独立行政法人の職員に係るもの)にあつては、当該特定地方独立行政法人の規程)で定める職員を除く。) 四・五 (略)</p>	<p>(職員の派遣) 第二条 (略) 2 (略) 一 (略) 二 非常勤職員 三 地方公務員法第二十二條第一項に規定する条件付採用になつてゐる職員(人事委員会規則(特定地方独立行政法人の職員に係るもの)にあつては、当該特定地方独立行政法人の規程)で定める職員を除く。) 四・五 (略)</p>

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第九条 職員の育児休業等に関する条例(平成四年大阪府条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で

示すように改正する。

改正後

(育児休業をすることができない職員)

第二条 (略)

一―三 (略)

イ (略)

- (1) 任命権者を同じくする職又は任命権者が定める職に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員
- (2) その養育する子(育児休業法第二条第一項に規定する子)をいう。以下同じ。が一歳六か月に達する日(以下「一歳六か月到達日」という。)(第二条の四に規定する場合に該当する場合にあっては、二歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び任命権者を同じくする職又は任命権者が定める職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員
- (3) (略)
- ロ (略)
- ハ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に任命権者を同じくする職若しくは任命権者が定める職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第二条第一項の条例で定める日)

第二条の三 (略)

一・二 (略)

- 三 一歳から一歳六か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の一歳到達日(当該子の一歳到達日)とされた日(当該地方等育児休業の期間の末日とされた日)が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該子の一歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしていない非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に任命権者を同じくする職若しくは任命権者が定める職に引き続き採用されるもの)にあつては、当該任期の末日

改正前

(育児休業をすることができない職員)

第二条 (略)

一―三 (略)

イ (略)

- (1) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)(に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員
- (2) その養育する子(育児休業法第二条第一項に規定する子)をいう。以下同じ。が一歳六か月に達する日(以下「一歳六か月到達日」という。)(第二条の四に規定する場合に該当する場合にあっては、二歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員
- (3) (略)
- ロ (略)
- ハ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第二条第一項の条例で定める日)

第二条の三 (略)

一・二 (略)

- 三 一歳から一歳六か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の一歳到達日(当該子の一歳到達日)とされた日(当該地方等育児休業の期間の末日とされた日)が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該子の一歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしていない非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるもの)にあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日(育児休業をしようとするもの)

の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するときは 当該子の一歳六か月到達日

業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するときは 当該子の一歳六か月到達日

(育児休業法第二条第一項の条例で定める場合)  
 第二条の四 育児休業法第二条第一項の条例で定める場合は、一歳六か月から二歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日の翌日(当該子の一歳六か月到達日後の期間においてこの条に規定する場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に任命権者を同じくする職若しくは任命権者が定める職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときはとす

(育児休業法第二条第一項の条例で定める場合)  
 第二条の四 育児休業法第二条第一項の条例で定める場合は、一歳六か月から二歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日の翌日(当該子の一歳六か月到達日後の期間においてこの条に規定する場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときはとす

一・二 (略)

一・二 (略)

(再度の育児休業をすることができる特別の事情)  
 第三条 (略)

(再度の育児休業をすることができる特別の事情)  
 第三条 (略)

一七 (略)  
 八 その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に任命権者を同じくする職若しくは任命権者が定める職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするときとす

一七 (略)  
 八 その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするときとす

(部分休業をすることができない職員)  
 第十九条 (略)

(部分休業をすることができない職員)  
 第十九条 (略)

一 (略)  
 二 (略)  
 イ 任命権者を同じくする職又は任命権者が定める職に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員  
 ロ (略)

一 (略)  
 二 (略)  
 イ 特定職に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員  
 ロ (略)

第十条 職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前
(育児休業をしている職員の期末手当及び勤勉手当の支給) 第七条 職員の期末手当及び勤勉手当に関する	(育児休業をしている職員の期末手当及び勤勉手当の支給) 第七条 職員の期末手当及び勤勉手当に関する	(育児休業をしている職員の期末手当及び勤勉手当の支給) 第七条 職員の期末手当及び勤勉手当に関する

条例（昭和三十九年大阪府条例第四十五号。以下「期末勤勉手当条例」という。）第二条第一項に規定する基準日（以下この項において「基準日」という。）にそれぞれ育児休業をしている職員（府の職員並びに市町村立学校職員給与負担法第一条及び第二条に規定する職員をいう。第二十三条を除き、以下「職員」という。）のうち、当該基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（人事委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2| 地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、同項中「職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和三十九年大阪府条例第四十五号。以下「期末勤勉手当条例」という。）第二条第一項」とあるのは「非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十八号）第五条第一項」と、「当該基準日以前」とあるのは「当該基準日前」と、「人事委員会規則」とあるのは「規則」とする。

3| 期末勤勉手当条例第五条第一項に規定する基準日（以下この項において「基準日」という。）にそれぞれ育児休業をしている職員のうち、当該基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（人事委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員（地方公務員法第二十二条の二第一項各号に掲げる職員を除く。）には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

（育児休業をした職員の職務復帰後における給料月額の調整）

第八条 育児休業をした職員（地方公務員法第十二条の二第一項各号に掲げる職員を除く。）が職務に復帰した場合において、他の職員との権衡上必要があると認めるときは、その者に係る育児休業の期間を百分の百以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして昇給の場合に準じ、その職務に復帰した日及び同日後最初の昇給日（職員の給与に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十五号）第五条第四項の人事委員会規則で定める日をいう。）又はそのいずれかの日において、その者の給料月額を調整することができる。

（部分休業をすることができない職員）

第十九条（略）

一 次（略）  
二 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

イ・ロ（略）

条例（昭和三十九年大阪府条例第四十五号。以下「期末勤勉手当条例」という。）第二条第一項に規定する基準日（以下この項において「基準日」という。）にそれぞれ育児休業をしている職員（府の職員並びに市町村立学校職員給与負担法第一条及び第二条に規定する職員をいう。第二十三条を除き、以下「職員」という。）のうち、当該基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（人事委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2| 期末勤勉手当条例第五条第一項に規定する基準日（以下この項において「基準日」という。）にそれぞれ育児休業をしている職員のうち、当該基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（人事委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

（育児休業をした職員の職務復帰後における給料月額の調整）

第八条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との権衡上必要があると認めるときは、その者に係る育児休業の期間を百分の百以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして昇給の場合に準じ、その職務に復帰した日及び同日後最初の昇給日（職員の給与に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十五号）第五条第四項の人事委員会規則で定める日をいう。）又はそのいずれかの日において、その者の給料月額を調整することができる。

（部分休業をすることができない職員）

第十九条（略）

一 次（略）  
二 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

イ・ロ（略）



(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)  
 第十一条 職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十年大阪府条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)          第一条 この条例は、職員の給与に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十五号。以下「給与条例」という。)第十五条第二項の規定に基づき、大阪府警察職員以外の給与条例第二条に規定する職員(以下「職員」という。)の特殊勤務手当の種類、支給する職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)          第一条 この条例は、職員の給与に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十五号。以下「給与条例」という。)第十五条第二項の規定に基づき、大阪府警察職員以外の給与条例の適用を受ける職員(以下「職員」という。)の特殊勤務手当の種類、支給する職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)  
 第十二条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年大阪府条例第七十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)          第二条 (略)          2 (略)          一 (略)          二 非常勤職員(次号に掲げるものを除く。)          三 地方公務員法第二十二条に規定する条件付採用になつてゐる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)          四・五 (略)          3 (略)</p>	<p>(職員の派遣)          第二条 (略)          2 (略)          一 (略)          二 非常勤職員          三 地方公務員法第二十二条第一項に規定する条件付採用になつてゐる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)          四・五 (略)          3 (略)</p>

(人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)  
 第十三条 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年大阪府条例第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(任命権者の報告)	(任命権者の報告)

<p>第二条 (略)</p> <p>2 前項の規定による報告は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員を除く。))を除く。以下(同じ。))に係る次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>一一十一 (略)</p>	<p>第二条 (略)</p> <p>2 前項の規定による報告は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下(同じ。))に係る次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>一一十一 (略)</p>
---	--

(大阪府市共同設置附属機関条例の一部改正)

第十四条 大阪府市共同設置附属機関条例(平成二十四年大阪府条例第百五十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

<p>改正後</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、府及び大阪府が共同して設置する執行機関の附属機関について、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百三十八条の四第三項、第二百二条の三第一項及び第二百三条の二第五項の規定に基づき、その設置、担任する事務、委員その他の構成員(以下「委員等」という。)の報酬及び費用弁償並びにその支給方法その他当該附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>改正前</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、府及び大阪府が共同して設置する執行機関の附属機関について、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百三十八条の四第三項、第二百二条の三第一項及び第二百三条の二第四項の規定に基づき、その設置、担任する事務、委員その他の構成員(以下「委員等」という。)の報酬及び費用弁償並びにその支給方法その他当該附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
--	--

(大阪府立学校条例の一部改正)

第十五条 大阪府立学校条例(平成二十四年大阪府条例第八十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

<p>改正後</p> <p>(学校経営計画) 第七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 校長は、学校経営計画を定めるに当たっては、あらかじめ地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第四十七条の五に規定する学校運営協議会(以下「学校運営協議会」という。)の意見を聴くものとする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>改正前</p> <p>(学校経営計画) 第七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 校長は、学校経営計画を定めるに当たっては、あらかじめ地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第四十七条の六に規定する学校運営協議会(以下「学校運営協議会」という。)の意見を聴くものとする。</p> <p>4 (略)</p>
---	---

(大阪府警察職員の分限に関する条例の一部改正)  
 第十六条 大阪府警察職員の分限に関する条例(平成二十四年大阪府条例第九十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(休職の効果)            第五条 法第二十八条第二項第一号の規定に該当する場合における休職の期間は休養を要する程度に応じ、<u>第二条の規定に該当する場合における休職の期間は必要に応じ、いずれも三年を超えない範囲内において、それぞれ個々の場合について、警察本部長が定める。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>4  非常勤職員に対する第一項の規定の適用については、<u>同項中「三年を超えない範囲内」とあるのは「法第二十一条の二第二項の規定により警察本部長が定める任期の範囲内」とする。</u></p>	<p>(休職の効果)            第五条 法第二十八条第二項第一号の規定に該当する場合における休職の期間は休養を要する程度に応じ、<u>第一条の規定に該当する場合における休職の期間は必要に応じ、いずれも三年(非常勤職員にあつては、一年)を超えない範囲内において、それぞれ個々の場合について、警察本部長が定める。</u></p> <p>2・3 (略)</p>

(大阪府警察職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)  
 第十七条 大阪府警察職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(平成二十四年大阪府条例第九十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(減給の効果)            第三条 減給は、一日以上六月以下の期間、給料及びこれに対する地域手当の合計額(非常勤職員(法第二十一条の二第一項第二号若しくは第二十八条の五第二項、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十八条第一項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年大阪府条例第八十六号)第四条各項の規定により採用された職員を除く。)にあつては、報酬の額(非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十八号)第二条第五項に規定する報酬の額を除く。))の十分の一以下を減ずるものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(減給の効果)            第三条 減給は、一日以上六月以下の期間、給料及びこれに対する地域手当の合計額(非常勤職員(法第二十八条の五第一項、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十八条第一項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年大阪府条例第八十六号)第四条各項の規定により採用された職員を除く。)にあつては、報酬の額(非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十八号)第二条第五項に規定する報酬の額を除く。))の十分の一以下を減ずるものとする。</p> <p>2 (略)</p>

(大阪府警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)  
 第十八条 大阪府警察職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十年大阪府条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で

示すように改正する。

改正後	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、職員給与に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十五号。以下「給与条例」という。)第十五条第二項の規定に基づき、給与条例第二条に規定する職員(大阪府警察職員に限る。以下「職員」という。)の特殊勤務手当の種類、支給する職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に關し必要な事項を定めるものとする。</p>
改正前	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、職員給与に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十五号。以下「給与条例」という。)第十五条第二項の規定に基づき、給与条例の適用を受ける大阪府警察職員(以下「職員」という。)の特殊勤務手当の種類、支給する職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に關し必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、第四条及び第九条の規定は、公布の日から施行する。
- (大阪府情報公開条例の一部改正)
- 2 大阪府情報公開条例(平成十一年大阪府条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	<p>(特別顧問等の職務の遂行に係る情報の公表)</p> <p>第三十四条の二 実施機関は、非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十八号)第二条第三項に規定する者であつて、大阪にふさわしい大都市制度の在り方、府及び大阪市が共同して取り組む施策その他知事が定める施策(以下この項において「特別施策」という。)に關し必要な事項又は特別施策のうち特定の分野に關し必要な事項を調査し、及び助言するものが従事する職務の遂行に係る情報について、当該職務の遂行に支障を及ぼすおそれのない範囲内において、公表(当該職務の実施の日時、場所、出席者及び議題の事前の公表を含む。)に努めなければならない。</p>
改正前	<p>(特別顧問等の職務の遂行に係る情報の公表)</p> <p>第三十四条の二 実施機関は、非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十八号)第二条第三項に規定する者であつて、大阪にふさわしい大都市制度の在り方、府及び大阪市が共同して取り組む施策その他知事が定める施策(以下この項において「特別施策」という。)に關し必要な事項又は特別施策のうち特定の分野に關し必要な事項を調査し、及び助言するものが従事する職務の遂行に係る情報について、当該職務の遂行に支障を及ぼすおそれのない範囲内において、公表(当該職務の実施の日時、場所、出席者及び議題の事前の公表を含む。)に努めなければならない。</p>

大阪府条例第 号

知事等の給料及び期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条

例

知事等の給料及び期末手当の特例に関する条例（平成二十七年大阪府条例第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（知事の給料及び期末手当の特例）                      第一条 知事の給料の月額は、平成二十七年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間（以下「特例期間」という。）において、知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例（昭和二十二年大阪府条例第十八号。次項及び次条において「条例」という。）第二条の規定にかかわらず、同条に定める額からその百分の三十に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（知事の給料及び期末手当の特例）                      第一条 知事の給料の月額は、平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間（以下「特例期間」という。）において、知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例（昭和二十二年大阪府条例第十八号。次項及び次条において「条例」という。）第二条の規定にかかわらず、同条に定める額からその百分の三十に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。</p> <p>2 （略）</p>

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

大阪府条例第 号

大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例の一部を改正する条例

大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例（平成二十一年大阪府条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例</p> <p>目次 前文 第一章（略） 第二章 障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する施策（第七条―第十五条） 第三章・第四章（略） 附則</p> <p>障害の有無にかかわらず、誰もが働くことに生きがいを感じながら充実した日々を過ごすことのできる地域社会を実現することは、私たち全ての願いであり、また、責務でもある。</p> <p>しかしながら、大阪における障害者の雇用をめぐる情勢は厳しく、働く意思と能力を有する障害者に働く機会が十分に提供されているとはいえない。</p> <p>さらに、障害者だけではなく、働く意思と能力がありながら様々な事情により働くことができない状態にある人たちが、自らの能力を発揮するため働く場を求めてきたが、こうした人たちにも働く機会が十分に提供されているとはいえない状況である。</p> <p>こうした状況を改善するためには、障害者等に働く機会を提供する事業主の取組を社会全体として促進していくことが重要である。</p> <p>とりわけ、障害者の雇用に関し、契約の締結、補助金の交付等により府と関係がある事業主については、その受領する契約代金若しくは補助金は府税その他の貴重な財源で賄われるものであること又は府の事務及び事業の一部を担うものであることに鑑み、契約、補助等に係る事務及び事業の誠実な履行はもとより、法定雇用障害者数を満たすという強い意識に立った取組を求めなければならない。</p> <p>また、直ちに雇用に結び付かない人に対して、その能力や事情に応じて、障害者支援施設等における就労や在宅就業といった多様な働き方が可能となるような環境を整備することが求められる。</p> <p>障害者等が、夢や希望を持って生き生きと働き、自立した生活を送ることができる地域社会の実現に向け、府、事業主、事業主団体及び府民がそれぞれの責務を果たすことを決意し、府民の総</p>	<p>大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例</p> <p>目次 前文 第一章（略） 第二章 障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する施策（第七条―第十五条） 第三章・第四章（略） 附則</p> <p>障害の有無にかかわらず、誰もが働くことに生きがいを感じながら充実した日々を過ごすことのできる地域社会を実現することは、私たち全ての願いであり、また、責務でもある。</p> <p>しかしながら、大阪における障害者の雇用をめぐる情勢は厳しく、働く意思と能力を有する障害者に働く機会が十分に提供されているとはいえない。</p> <p>こうした状況を改善するためには、障害者に働く機会を提供する事業主の取組を社会全体として促進していくことが重要である。</p> <p>とりわけ、契約の締結、補助金の交付等により府と関係がある事業主については、その受領する契約代金若しくは補助金は府税その他の貴重な財源で賄われるものであること又は府の事務及び事業の一部を担うものであることに鑑み、契約、補助等に係る事務及び事業の誠実な履行はもとより、法定雇用障害者数を満たすという強い意識に立った取組を求めなければならない。</p> <p>また、直ちに雇用に結び付かない人に対して、その能力や障害の程度に応じて、障害者支援施設等における就労や在宅就業といった多様な働き方が可能となるような環境を整備することが求められる。</p> <p>障害者が、夢や希望を持って生き生きと働き、自立した生活を送ることができる地域社会の実現に向け、府、事業主、事業主団体及び府民がそれぞれの責務を果たすことを決意し、府民の総意</p>

意としてこの条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、障害者その他の就職することが困難な者(以下「障害者等」という。)の雇用の促進等(雇用の促進及び職業の安定をいう。以下同じ。)と就労の支援に関し、基本理念を定め、府、事業主、事業主団体及び府民の果たすべき責務を明らかにするとともに、府の施策の基本となる事項を定め、これを推進し、及び府と関係がある事業主の障害者等の雇用の促進等を図り、もつて障害の有無その他事情にかかわらず働くことに生きがいを感じながら安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 障害者等の雇用の促進等と就労の支援は、障害者等が社会を構成する一員として社会経済活動に参加する機会が与えられることを旨として、行われなければならない。

(府の責務)

第三条 府は、前条に定める基本理念にのっとり、障害者等の雇用の促進等と就労の支援のため、障害者等を策定し、並びに国、市町村、事業主、事業主団体、府民及び民間の団体と協力してこれを実施する責務を有する。

(事業主の責務)

第四条 (略)

2 (略)  
3 事業主は、障害者以外の就職することが困難な者について、雇用の機会の創出及び拡大を図るとともに、一人一人の事情に配慮しながら働きやすい職場環境を整備し、府が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業主団体の責務)

第五条 事業主団体は、その構成員である事業主に対し、障害者等の雇用の促進等のために必要な情報の提供及び助言に努めるものとする。

(府民の責務)

第六条 府民は、障害者等の雇用と就労に関する理解を高めるとともに、府が実施する障害者等の雇用の促進等と就労の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

第二章 障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する施策

(職業訓練の充実)

第八条 府は、大阪障害者職業能力開発校等において、障害者等に職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるための職業訓練の充実を図るものとする。

(企業への就職等の支援)

第九条 府は、障害者支援施設等(地方自治法

としてこの条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、障害者の雇用の促進等(雇用の促進及び職業の安定をいう。以下同じ。)と就労の支援に関し、基本理念を定め、府、事業主、事業主団体及び府民の果たすべき責務を明らかにするとともに、府の施策の基本となる事項を定め、これを推進し、及び府と関係がある事業主の障害者の雇用の促進等を図り、もつて障害の有無にかかわらず働くことに生きがいを感じながら安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 障害者の雇用の促進等と就労の支援は、障害者が社会を構成する一員として社会経済活動に参加する機会が与えられることを旨として、行われなければならない。

(府の責務)

第三条 府は、前条に定める基本理念にのっとり、障害者の雇用の促進等と就労の支援のため、障害者を策定し、並びに国、市町村、事業主、事業主団体、府民及び民間の団体と協力してこれを実施する責務を有する。

(事業主の責務)

第四条 (略)

2 (略)  
3 事業主は、障害者以外の就職することが困難な者について、雇用の機会の創出及び拡大を図るとともに、一人一人の事情に配慮しながら働きやすい職場環境を整備し、府が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業主団体の責務)

第五条 事業主団体は、その構成員である事業主に対し、障害者の雇用の促進等のために必要な情報の提供及び助言に努めるものとする。

(府民の責務)

第六条 府民は、障害者の雇用と就労に関する理解を高めるとともに、府が実施する障害者の雇用の促進等と就労の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

第二章 障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する施策

(職業訓練の充実)

第八条 府は、大阪障害者職業能力開発校等において、障害者に職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるための職業訓練の充実を図るものとする。

(企業への就職等の支援)

第九条 府は、障害者支援施設等(地方自治法

行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の二第一項第三号に規定する障害者支援施設等をいう。以下同じ。）において生産活動に従事する障害者等の企業への就職等を支援するため、雇用情報の提供、職業指導及び職業紹介を行う等必要な措置を講ずるものとする。

（就業及び生活上の支援）

第十一条 府は、法第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターその他の関係機関と連携して、障害者等が職業生活における自立を図るための就業の支援及び就業に伴い必要となる日常生活又は社会生活上の支援を行うものとする。

（障害者等の職場環境整備等支援組織）

第十一条の二 知事は、障害者等の特性、事情等に配慮した働きやすい職場環境の整備等に資するため、障害者等及び事業主を支援する法人その他の団体であつて、知事が定める基準に適合するもの（以下「障害者等の職場環境整備等支援組織」という。）を認定するものとする。

2 知事は、前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、障害者等の職場環境整備等支援組織認定等審議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、障害者等の働きやすい職場環境の整備等に向けた支援の適正を期するため、障害者等の職場環境整備等支援組織に対して、当該支援の状況に関し報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

4 知事は、障害者等の職場環境整備等支援組織が第一項の基準に適合しないものとなつたと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

（障害者支援施設等からの物品の買入れ等）

第十二条 府は、障害者支援施設等（地方自治法施行令第六十七條の二第一項第三号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設又は小規模作業所に限る。）及び法第七十四条の三第一項に規定する在宅就業支援団体において生産活動に従事する障害者の就労の支援のため、自ら率先して障害者支援施設等及び在宅就業支援団体から物品を買入れ、又は役務の提供を受けるとともに、事業主に対して同様の措置を講ずるよう要請するものとする。

2 府は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成二十四年法律第九十二号）第六条に規定する母子・父子福祉団体等の受注の機会の増大を図るため、自ら率先して母子・父子福祉団体等から物品を買入れ、又は役務の提供を受けるとともに、事業主に対して同様の措置を講ずるよう要請するものとする。

3 府は、生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第十六条第三項に規定する認定

行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の二第一項第三号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設又は小規模作業所をいう。以下同じ。）において生産活動に従事する障害者の企業への就職等を支援するため、雇用情報の提供、職業指導及び職業紹介を行う等必要な措置を講ずるものとする。

（就業及び生活上の支援）

第十一条 府は、法第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターその他の関係機関と連携して、障害者等が職業生活における自立を図るための就業の支援及び就業に伴い必要となる日常生活又は社会生活上の支援を行うものとする。

（障害者支援施設等からの物品の買入れ等）

第十二条 府は、障害者支援施設等及び法第七十四条の三第一項に規定する在宅就業支援団体において生産活動に従事する障害者の就労の支援のため、自ら率先して障害者支援施設等及び在宅就業支援団体から物品を買入れ、又は役務の提供を受けるとともに、事業主に対して同様の措置を講ずるよう要請するものとする。



生活困窮者就労訓練事業を行う者の受注の機会の増大を図るため、自ら率先して当該事業を行う者から物品を買い入れ、又は役務の提供を受けるとともに、事業主に対して同様の措置を講ずるよう要請するものとする。

(公契約等の活用)

第十二条の二 府は、府を当事者の一方とする契約（知事が定めるものに限る。）において、その性質又は目的に応じ、総合評価一般競争入札等（地方自治法施行令第六十七条の十の二第三項に規定する総合評価一般競争入札その他の契約の相手方を決定する方法をいう。）を活用することにより、事業主が障害者等の職場環境整備等支援組織の活用その他の障害者等の雇用の促進等と就労の支援に資する取組を行っていることを勘案するものとする。

2 前項の規定は、府の公の施設（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）について指定管理者（同法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定をするため、公募の方法により事業主を選定する場合に準用する。

(府職員の採用)

第十三条 (略)

2 府は、障害者以外の就職することが困難な者について、採用の機会の創出及び拡大に向けた環境整備を図るよう努めるものとする。

(啓発活動の実施)

第十四条 府は、国、市町村、事業主団体及び民間の団体と協力して障害者等の雇用と就労に関し、事業主及び府民の理解を高めるため、啓発活動を行うものとする。

(顕彰)

第十五条 知事は、障害者等の雇用の促進等に関し、特に優れた取組をした事業主の顕彰を行うものとする。

2 知事は、前項に規定する顕彰を行うときは、あらかじめ、障害者等の職場環境整備等支援組織認定等審議会の意見を聴かなければならない。

(府と関係がある事業主の責務)

第十六条 府と契約を締結し、府の補助金の交付を受け、又は府の公の施設について指定管理者の指定を受けようとする事業主は、府税その他の貴重な財源で賄われる契約代金若しくは補助金を受領し、又は府の事務及び事業の一部を担うことから、その事業活動を通じて府の施策の実施に協力する責務を有するものであって、その雇用する労働者の数に対する障害者である労働者の数の割合を高めるよう、進んで障害者の雇入れに努めなければならない。

生活困窮者就労訓練事業を行う者の受注の機会の増大を図るため、自ら率先して当該事業を行う者から物品を買い入れ、又は役務の提供を受けるとともに、事業主に対して同様の措置を講ずるよう要請するものとする。

(公契約等の活用)

第十二条の二 府は、府を当事者の一方とする契約（知事が定めるものに限る。）において、その性質又は目的に応じ、総合評価一般競争入札等（地方自治法施行令第六十七条の十の二第三項に規定する総合評価一般競争入札その他の契約の相手方を決定する方法をいう。）を活用することにより、事業主が障害者等の職場環境整備等支援組織の活用その他の障害者等の雇用の促進等と就労の支援に資する取組を行っていることを勘案するものとする。

2 前項の規定は、府の公の施設（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）について指定管理者（同法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定をするため、公募の方法により事業主を選定する場合に準用する。

(府職員の採用)

第十三条 (略)

2 府は、障害者以外の就職することが困難な者について、採用の機会の創出及び拡大に向けた環境整備を図るよう努めるものとする。

(啓発活動の実施)

第十四条 府は、国、市町村、事業主団体及び民間の団体と協力して障害者等の雇用と就労に関し、事業主及び府民の理解を高めるため、啓発活動を行うものとする。

(顕彰)

第十五条 知事は、障害者の雇用の促進等に関し、特に優れた取組をした事業主の顕彰を行うものとする。

(府と関係がある事業主の責務)

第十六条 府と契約を締結し、府の補助金の交付を受け、又は府の公の施設（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）について指定管理者（同法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定を受けようとする事業主は、府税その他の貴重な財源で賄われる契約代金若しくは補助金を受領し、又は府の事務及び事業の一部を担うことから、その事業活動を通じて府の施策の実施に協力する責務を有するものであって、その雇用する労働者の数に対する障害者である労働者の数の割合を高めるよう、進んで障害

者の雇入れに努めなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。  
(大阪府附属機関条例の一部改正)
- 2 大阪府附属機関条例(昭和二十七年大阪府条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第一(第二条関係)			
一 (略)			
名称 (略)	大阪府市文化振興会議	名称 (略)	大阪府市文化振興会議
担任する事務	(略)	担任する事務	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

大阪府条例第 号

大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例の一部を改正する条例

大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例（平成二十九年大阪府条例第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（学校による手話の習得の機会の確保への支援）                      第四条（略）                      一 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）に規定する総合的な学習の時間、総合的な探究の時間、特別活動及び自立活動                      二（略）</p>	<p>（学校による手話の習得の機会の確保への支援）                      第四条（略）                      一 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）に規定する総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動                      二（略）</p>

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

大阪府条例第 号

大阪府安全なまちづくり条例の一部を改正する条例

大阪府安全なまちづくり条例（平成十四年大阪府条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次 前文 第一章―第五章（略） 第六章 特殊詐欺の根絶に向けた取組の推進等（第十九条―第二十五条） 第七章 犯罪による被害の防止のために必要な規制等（第二十六条―第二十九条） 第八章 雑則（第三十条） 第九章 罰則（第三十一条・第三十二条） 附則 第十八条（略）</p> <p>第六章 特殊詐欺の根絶に向けた取組の推進等</p>	<p>目次 前文 第一章―第五章（略） 第六章 犯罪による被害の防止のために必要な規制等（第十九条―第二十一条） 第七章 雑則（第二十三条） 第八章 罰則（第二十四条・第二十五条） 附則 第十八条（略）</p>
<p>（特殊詐欺の根絶に向けた施策の推進） 第十九条 府は、特殊詐欺（刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十六条の罪をいう。）又は電子計算機使用詐欺（同法第二百四十六条の二の罪をいう。）のうち、面識のない不特定の者を電話その他の通信手段を用いて対面することなく欺き、不正に取得した架空の名義又は他人の名義の預金口座又は貯金口座への振込みその他の方法により、当該者に財物を交付させ、又は財産上不法の利益を得、若しくは他人にこれを得させるものをいう。以下同じ。）の被害を防止するため、特殊詐欺の根絶に向けた施策を総合的かつ計画的に推進する。</p> <p>2 府は、市町村と連携して、府民及び事業者に対し、特殊詐欺の被害の防止に必要な広報、啓発等の活動を行うものとする。</p> <p>3 府は、府民が特殊詐欺に加担しないよう、府民に対し、周知を図るものとする。</p>	
<p>（特殊詐欺の根絶に向けた府民及び事業者等の努力義務） 第二十条 府民は、特殊詐欺に関する知識及び理解を深め、府及び市町村が実施する特殊詐欺の根絶に向けた施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>2 事業者は、特殊詐欺に関する知識及び理解を深めるとともに、府及び市町村が実施する特殊詐欺の根絶に向けた施策並びに府民、事業者及びこれらの者が組織する団体が実施する特殊詐欺の根絶に向けた自主的な活動に協力するよう努めるものとする。</p> <p>3 事業者は、特殊詐欺の犯行の態様に鑑み、犯</p>	

行手段として利用され、又は利用されるおそれがある商品等の流通及び役務の提供に際し、特殊詐欺の手段に利用されないための措置を講ずるよう努めるものとする。

- 4| 青少年の育成に携わる者は、青少年が特殊詐欺に加担しないよう、青少年に対し、指導し、助言し、その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(特殊詐欺に関する通報等)

第二十一条 府民は、次の各号のいずれかに該当する場合には、警察官に通報するよう努めるものとする。

- 一| その言動から特殊詐欺の被害に遭うおそれがある者を発見したとき。
- 二| 自己又は家族、親族、近隣住民その他の者が、特殊詐欺と疑われる電話、郵便物等を受けたとき。
- 2| 事業者は、特殊詐欺の犯行の態様に鑑み、犯行手段として利用され、又は利用されるおそれがある商品等の流通及び役務の提供に際し、特殊詐欺の被害に遭うおそれがある者を発見したときは警察官に通報するとともに、特殊詐欺の被害の防止を図るため当該被害に遭うおそれがある者の注意を喚起し、特殊詐欺を行っていると思われる者を発見したときは警察官に通報するよう努めるものとする。

(建物の貸付けに係る規制等)

第二十二条 何人も、自己が貸付けをしようとする府の区域内に所在する建物が特殊詐欺の用に供されることとなることを知って、当該貸付けに係る契約をしてはならない。

- 2| 建物の貸付けをしようとする者は、当該貸付けに係る契約の締結の前に、当該契約の相手方に対し、当該建物を特殊詐欺の用に供するものでないことを書面により確認するよう努めるものとする。
- 3| 建物の貸付けをしようとする者は、当該貸付けに係る契約において、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

- 一| 契約の相手方は、当該建物を特殊詐欺の用に供してはならないこと。
- 二| 貸付けをした建物が特殊詐欺の用に供されることが判明したときは、当該貸付けをした者は、催告をすることなく当該契約を解除することができること。

- 4| 建物の貸付けをしようとする者が前二項に規定する措置を講じた場合において、当該貸付けをした建物が特殊詐欺の用に供されること判明し、当該行為が当該建物の貸付けに係る契約における信頼関係を損なうときは、当該貸付けをした者は、当該貸付けに係る契約を解除し、又は当該建物の明渡しを申し入れるよう努めるものとする。

(建物の貸付けの代理又は媒介に係る規制等)

第二十三条 建物の貸付けの代理又は媒介をする者は、当該代理又は媒介に係る建物が特殊詐欺の用に供されることとなることを知って、当

該建物の貸付けに係る契約の代理又は媒介をしてはならない。

- 2| 建物の貸付けの代理又は媒介をする者は、当該建物を貸し付けようとする者に対し、前条第二項及び第三項に規定する措置を実施することを助言するよう努めるものとする。

(旅館営業者等の営業に係る規制等)

第二十四条 旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第三条第一項の許可を受けて旅館業を営む者、住宅宿泊事業法(平成二十九年法律第六十五号)第三条第一項の届出をして住宅宿泊事業を営む者及び国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十三条第一項の認定を受けて同項に規定する国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業を営む者(以下この条において「旅館営業者等」という。)は、当該業を営む施設が宿泊しようとする者により特殊詐欺の用に供されることとなることを知って、当該施設に宿泊させてはならない。

- 2| 旅館営業者等は、当該施設が特殊詐欺の用に供されることが判明したときは、当該宿泊者に対し、当該施設からの退去を求めるよう努めるものとする。

(個人情報データベース等の提供における規制等)

第二十五条 何人も、特殊詐欺の用に供されることとなることを知って、個人情報データベース等(個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)以下この条において「法」という。)第二条第四項に規定する個人情報データベース等をいう。以下同じ。)を提供してはならない。

- 2| 個人情報取扱事業者(法第五条第五項に規定する個人情報取扱事業者をいう。)のうち第三者に個人情報データベース等を有償で提供することを業とする者は、第三者に個人情報データベース等を提供するに際し、法第二十五条第一項の規定による記録の作成等を行う場合には、運転免許証の提示を受ける方法その他の公安委員会規則で定める方法により、公安委員会規則で定める事項の確認を行うよう努めるものとする。

- 3| 前項の確認を行った者は、公安委員会規則で定めるところにより、当該確認に係る記録を作成し、当該記録を作成した日から三年間保存するよう努めるものとする。

第七章 (略)

第二十六条―第二十九条 (略)

第八章 (略)

第三十条 (略)

第九章 (略)

第三十一条 (略)

第六章 (略)

第十九条―第二十二條 (略)

第七章 (略)

第二十三条 (略)

第八章 (略)

第二十四条 (略)

一 第二十六条第一項の規定に違反した者  
二 第二十七条第一項の規定に違反した者

一 第十九条第一項の規定に違反した者  
二 第二十条第一項の規定に違反した者

第三十二条 (略)

第二十五条 (略)

附 則

この条例は、平成三十一年六月一日から施行する。